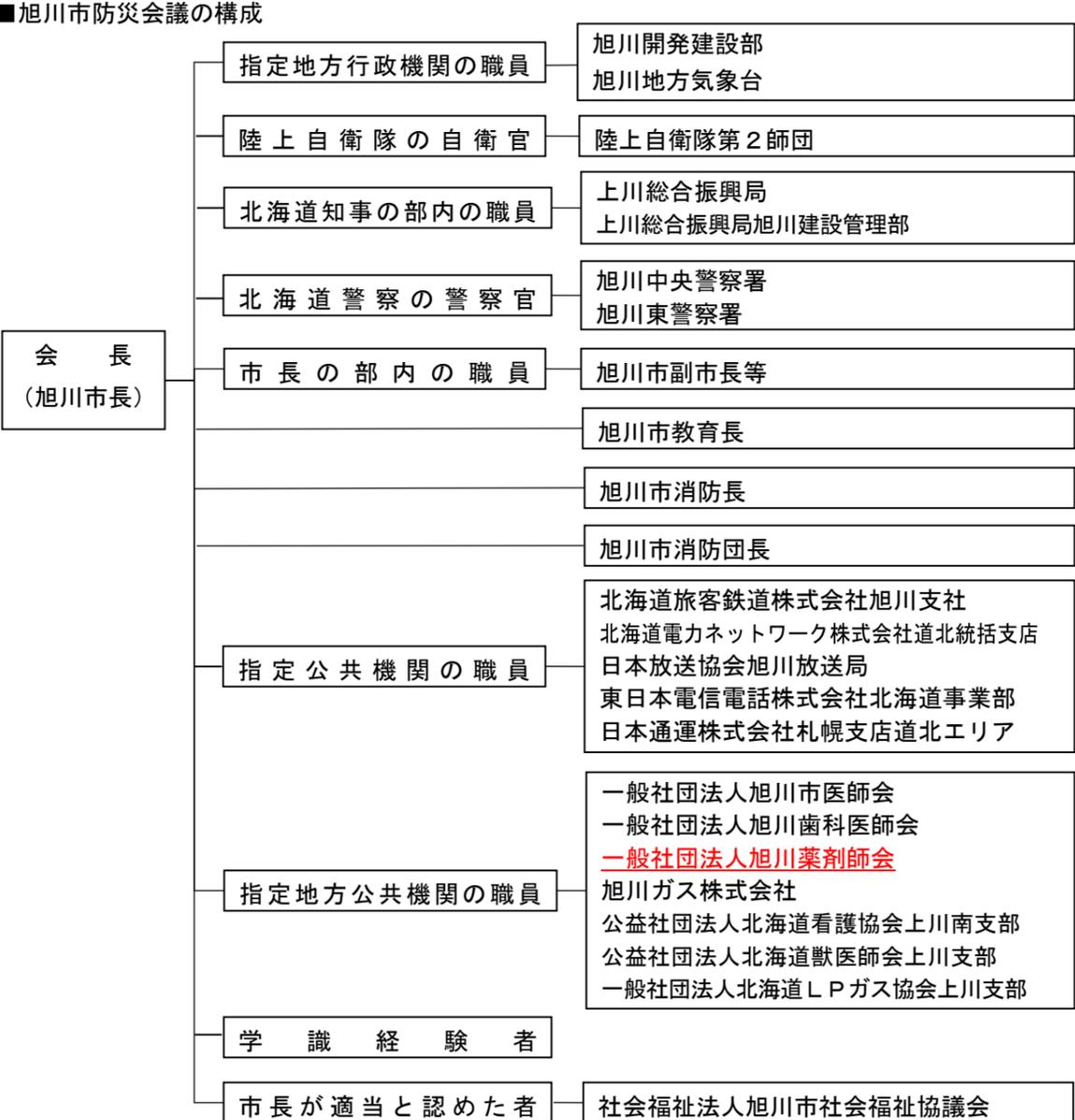
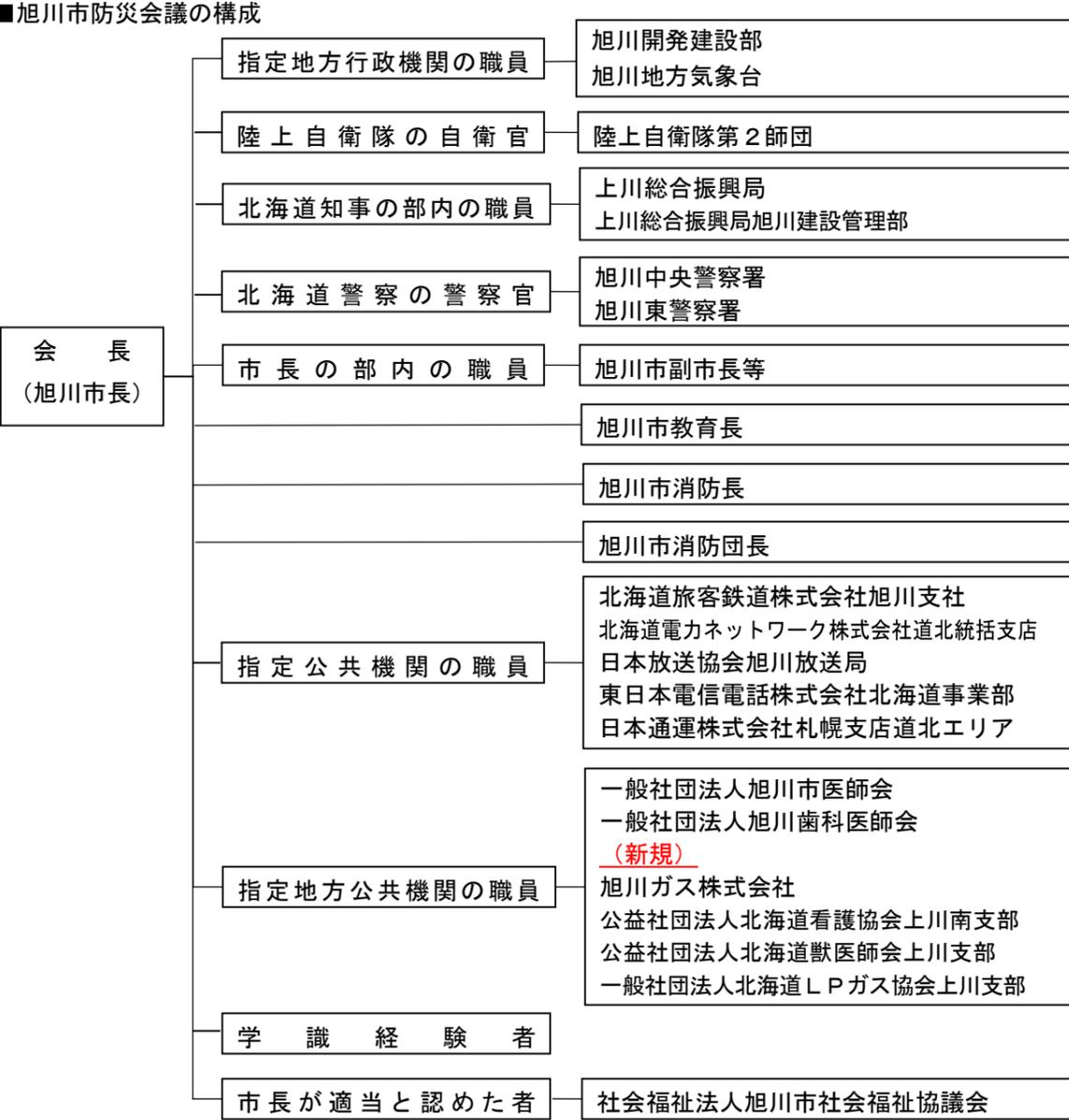


新	旧	備考
<p>総則編 第1節 計画の方針</p> <p>(略)</p> <p>第4 旭川市防災会議</p>	<p>総則編 第1節 計画の方針</p> <p>(略)</p> <p>第4 旭川市防災会議</p>	
<p>(略)</p> <p>■旭川市防災会議の構成</p>  <p>(略)</p> <p>第6 地区防災計画</p>	<p>(略)</p> <p>■旭川市防災会議の構成</p>  <p>(略)</p> <p>第6 地区防災計画</p>	<p>(総-3) 防災会議委員(指 定地方公共機関) の追加</p>
<p>(略)</p> <p>本計画に定める地区防災計画は、次のとおりとする。</p>	<p>(略)</p> <p>本計画に定める地区防災計画は、次のとおりとする。</p>	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>1 忠和地区防災計画 忠和地区防災会議（令和5年3月）</p> <p>2 西神楽地区防災計画 西神楽地区防災会議（令和5年3月）</p> <p><u>3 豊岡・新豊岡地区防災計画</u> <u>豊岡・新豊岡地区防災会議（令和6年3月）</u></p> <p><u>4 西神居地区防災計画</u> <u>西神居地区防災会議（令和6年3月）</u></p> <p><b>震災対策編</b></p> <p><b>第1章 災害予防計画</b> （略）</p> <p><b>第2節 災害防止対策の推進</b> （略）</p> <p><b>第1 土砂災害対策の推進</b></p>	<p>1 忠和地区防災計画 忠和地区防災会議（令和5年3月）</p> <p>2 西神楽地区防災計画 西神楽地区防災会議（令和5年3月）</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（新規）</u></p> <p><b>震災対策編</b></p> <p><b>第1章 災害予防計画</b> （略）</p> <p><b>第2節 災害防止対策の推進</b> （略）</p> <p><b>第1 土砂災害対策の推進</b></p>	<p>（総－4） 豊岡・新豊岡地区 防災計画及び西神 居地区防災計画の 追加</p>
<p>◇現状と方針</p> <div data-bbox="160 1417 1323 1556" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市内には、法指定の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等が多数指定されているため、住民の避難体制を整備する。</p> </div> <p>（略）</p> <p><b>第6節 応急対策のための環境整備</b> （略）</p> <p><b>第2 応急体制の整備</b></p>	<p>◇現状と方針</p> <div data-bbox="1397 1417 2561 1556" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市内には、法指定の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等が<u>あり、その他にも地すべり危険箇所、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所</u>が多数指定されているため、住民の避難体制を整備する。</p> </div> <p>（略）</p> <p><b>第6節 応急対策のための環境整備</b> （略）</p> <p><b>第2 応急体制の整備</b></p>	<p>（震－5） 現行の取扱いに基 づく文言の修正</p>
<p>◇現状と方針</p>	<p>◇現状と方針</p>	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>災害時には同時に多数の負傷者が発生するため、通常の医療体制では対応が困難となる。また、災害後にはストレス等による精神医療等も必要となる。</p> <p>本市では、医師会、<u>歯科医師会及び薬剤師会</u>との連携により、災害時の医療体制の確立を推進する。</p> <p>■市立旭川病院の整備 市立旭川病院の防災体制を強化するために次の対策を推進する。 ○ 非常用資機材の備蓄（流通備蓄の確保）</p> <p>■応急医療体制の整備 地震災害では多数の負傷者の発生が予測されることから、迅速に医療救護チームの出動や病院の受入れができるように、医師会、<u>歯科医師会及び薬剤師会</u>と応急医療体制について連携を図る。</p> <p>■後方搬送体制の整備 市内の医療機関だけでは収容できない傷病者を、市外の医療施設に搬送するための体制を整備する。 ○ ヘリポートの選定 ○ 消防防災ヘリコプター等、搬送手段の確保</p> <p>■精神医療体制の整備 災害によるストレスやPTSD（心的外傷ストレス障害）等の発生に備えて、災害時の精神医療体制について医師会等と協議し、医療体制を整備する。</p> <p>■医薬品・医療資器材等の供給体制の整備 災害時に必要な医薬品・医療資器材・血液の供給体制を確保するため、医薬品業者等と供給体制について協議する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第7節 要配慮者対策のための環境整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 在宅の避難行動要支援者への対策</b></p>	<p>災害時には同時に多数の負傷者が発生するため、通常の医療体制では対応が困難となる。また、災害後にはストレス等による精神医療等も必要となる。</p> <p>本市では、医師会<u>及び</u>歯科医師会 _____との連携により、災害時の医療体制の確立を推進する。</p> <p>■市立旭川病院の整備 市立旭川病院の防災体制を強化するために次の対策を推進する。 ○ 非常用資機材の備蓄（流通備蓄の確保）</p> <p>■応急医療体制の整備 地震災害では多数の負傷者の発生が予測されることから、迅速に医療救護チームの出動や病院の受入れができるように、医師会<u>及び</u>歯科医師会 _____と応急医療体制について連携を図る。</p> <p>■後方搬送体制の整備 市内の医療機関だけでは収容できない傷病者を、市外の医療施設に搬送するための体制を整備する。 ○ ヘリポートの選定 ○ 消防防災ヘリコプター等、搬送手段の確保</p> <p>■精神医療体制の整備 災害によるストレスやPTSD（心的外傷ストレス障害）等の発生に備えて、災害時の精神医療体制について医師会等と協議し、医療体制を整備する。</p> <p>■医薬品・医療資器材等の供給体制の整備 災害時に必要な医薬品・医療資器材・血液の供給体制を確保するため、医薬品業者等と供給体制について協議する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第7節 要配慮者対策のための環境整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 在宅の避難行動要支援者への対策</b></p>	<p>(震－20) 災害時協定締結に伴う修正</p>
<p>◇現状と方針</p> <p>災害時には、避難行動や避難所生活、あるいは災害後の混乱のなかでの在宅ケアなど避難行動要支援者に対する支援が必要である。</p> <p>本市では、在宅の避難行動要支援者の避難支援等を行うため、避難支援等関係者となる消防機関、警察、自衛隊、地域住民が自主的に結成する自主防災組織や町内会等の住民組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会、その他（福祉事業者、障害者団体等）適当と認めるものに対して避難行動要支援者名簿を提供する。</p> <p>また、避難支援等関係者と連携し、個々の避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努める。</p> <p><u>避難行動要支援者名簿の管理については、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管するよう努める。</u></p>	<p>◇現状と方針</p> <p>災害時には、避難行動や避難所生活、あるいは災害後の混乱のなかでの在宅ケアなど避難行動要支援者に対する支援が必要である。</p> <p>本市では、在宅の避難行動要支援者の避難支援等を行うため、避難支援等関係者となる消防機関、警察、自衛隊、地域住民が自主的に結成する自主防災組織や町内会等の住民組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会、その他（福祉事業者、障害者団体等）適当と認めるものに対して避難行動要支援者名簿を提供する。</p> <p>また、避難支援等関係者と連携し、個々の避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努める。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(震－26) 北海道地域防災計画の変更に伴う修正</p>

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																																												
<p>(略)</p> <p>■個別避難計画の作成・提供 市は、避難支援等関係者と連携し、個別避難計画の作成に努める。<u>この場合、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。</u>個別避難計画の実効性を高めるため、個別避難計画の情報提供に同意がある場合については、避難支援の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害応急体制の確立</b></p> <p>■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="142 756 1314 1266"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>災害応急体制の確立</td> <td>防災課, 各部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2</td> <td>1 災害警戒配備体制</td> <td rowspan="3">防災課, 各部</td> </tr> <tr> <td>2 災害警戒配備体制の解除</td> </tr> <tr> <td>3 災害対策本部体制への移行</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3</td> <td>1 市災対本部の設置</td> <td rowspan="3">防災班, 交通防犯班, 要員支援班, 各部</td> </tr> <tr> <td>2 市災対本部の運営</td> </tr> <tr> <td>3 市災対本部の廃止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4</td> <td>1 参集場所</td> <td rowspan="2">防災班, 要員支援班, 各部</td> </tr> <tr> <td>2 参集指示</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>事務分掌</td> <td>各部</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第1 災害応急体制の確立</b></p> <p>本市の災害応急体制は、次のとおりである。</p> <p>■市の災害応急体制</p> <table border="1" data-bbox="142 1444 1314 1978"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備基準</th> <th>内 容</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害警戒配備体制</td> <td>○ 市域に震度4の地震が発生したとき。 ○ その他市長が必要と認めたとき。</td> <td>情報の収集・伝達や限定的な災害対策を必要とする場合の体制</td> <td>この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部体制</td> <td>○ 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 ○ その他市長が必要と認めたとき。</td> <td>地震被害の応急対策のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制【自主参集】*</td> <td>災害対策本部職員のおおむね3分の1の人員</td> </tr> <tr> <td>○ 市域に震度5強の地震が発生したとき。 ○ その他市長(本部長)が必要と認めたとき。</td> <td>第1非常配備体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制【自主参集】</td> <td>災害対策本部職員のおおむね3分の2の人員</td> </tr> </tbody> </table>	項	目	担 当	第1	災害応急体制の確立	防災課, 各部	第2	1 災害警戒配備体制	防災課, 各部	2 災害警戒配備体制の解除	3 災害対策本部体制への移行	第3	1 市災対本部の設置	防災班, 交通防犯班, 要員支援班, 各部	2 市災対本部の運営	3 市災対本部の廃止	第4	1 参集場所	防災班, 要員支援班, 各部	2 参集指示	第5	事務分掌	各部	体制	配備基準	内 容	配備人員	災害警戒配備体制	○ 市域に震度4の地震が発生したとき。 ○ その他市長が必要と認めたとき。	情報の収集・伝達や限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備	災害対策本部体制	○ 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 ○ その他市長が必要と認めたとき。	地震被害の応急対策のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制【自主参集】*	災害対策本部職員のおおむね3分の1の人員	○ 市域に震度5強の地震が発生したとき。 ○ その他市長(本部長)が必要と認めたとき。	第1非常配備体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制【自主参集】	災害対策本部職員のおおむね3分の2の人員	<p>(略)</p> <p>■個別避難計画の作成・提供 市は、避難支援等関係者と連携し、個別避難計画の作成に努める。<u>個別避難計画の実効性を高めるため、個別避難計画の情報提供に同意がある場合については、避難支援の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第2章 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1節 災害応急体制の確立</b></p> <p>■対策の体系</p> <table border="1" data-bbox="1389 756 2561 1266"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>防災体制の確立</td> <td>防災課, 各部</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第2</td> <td>1 災害警戒配備体制</td> <td rowspan="3">防災課, 各部</td> </tr> <tr> <td>2 災害警戒配備体制の解除</td> </tr> <tr> <td>3 災害対策本部体制への移行</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3</td> <td>1 市災対本部の設置</td> <td rowspan="3">防災班, 交通防犯班, 要員支援班, 各部</td> </tr> <tr> <td>2 市災対本部の運営</td> </tr> <tr> <td>3 市災対本部の廃止</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4</td> <td>1 参集場所</td> <td rowspan="2">防災班, 要員支援班, 各部</td> </tr> <tr> <td>2 参集指示</td> </tr> <tr> <td>第5</td> <td>事務分掌</td> <td>各部</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>第1 防災体制の確立</b></p> <p>本市の防災体制は、次のとおりである。</p> <p>■市の防災体制</p> <table border="1" data-bbox="1389 1444 2561 1978"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備基準</th> <th>内 容</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害警戒配備体制</td> <td>○ 市域に震度4の地震が発生したとき。 ○ その他市長が必要と認めたとき。</td> <td>情報の収集・伝達や限定的な災害対策を必要とする場合の体制</td> <td>この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部体制</td> <td>○ 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 ○ その他市長が必要と認めたとき。</td> <td>地震被害の応急対策のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制【自主参集】*</td> <td>災害対策本部職員のおおむね3分の1の人員</td> </tr> <tr> <td>○ 市域に震度5強の地震が発生したとき。 ○ その他市長(本部長)が必要と認めたとき。</td> <td>第1非常配備体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制【自主参集】</td> <td>災害対策本部職員のおおむね3分の2の人員</td> </tr> </tbody> </table>	項	目	担 当	第1	防災体制の確立	防災課, 各部	第2	1 災害警戒配備体制	防災課, 各部	2 災害警戒配備体制の解除	3 災害対策本部体制への移行	第3	1 市災対本部の設置	防災班, 交通防犯班, 要員支援班, 各部	2 市災対本部の運営	3 市災対本部の廃止	第4	1 参集場所	防災班, 要員支援班, 各部	2 参集指示	第5	事務分掌	各部	体制	配備基準	内 容	配備人員	災害警戒配備体制	○ 市域に震度4の地震が発生したとき。 ○ その他市長が必要と認めたとき。	情報の収集・伝達や限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備	災害対策本部体制	○ 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 ○ その他市長が必要と認めたとき。	地震被害の応急対策のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制【自主参集】*	災害対策本部職員のおおむね3分の1の人員	○ 市域に震度5強の地震が発生したとき。 ○ その他市長(本部長)が必要と認めたとき。	第1非常配備体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制【自主参集】	災害対策本部職員のおおむね3分の2の人員	<p>(震-28) 北海道地域防災計画の変更に伴う修正</p> <p>(震-31) 文言の修正</p>
項	目	担 当																																																																												
第1	災害応急体制の確立	防災課, 各部																																																																												
第2	1 災害警戒配備体制	防災課, 各部																																																																												
	2 災害警戒配備体制の解除																																																																													
	3 災害対策本部体制への移行																																																																													
第3	1 市災対本部の設置	防災班, 交通防犯班, 要員支援班, 各部																																																																												
	2 市災対本部の運営																																																																													
	3 市災対本部の廃止																																																																													
第4	1 参集場所	防災班, 要員支援班, 各部																																																																												
	2 参集指示																																																																													
第5	事務分掌	各部																																																																												
体制	配備基準	内 容	配備人員																																																																											
災害警戒配備体制	○ 市域に震度4の地震が発生したとき。 ○ その他市長が必要と認めたとき。	情報の収集・伝達や限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備																																																																											
災害対策本部体制	○ 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 ○ その他市長が必要と認めたとき。	地震被害の応急対策のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制【自主参集】*	災害対策本部職員のおおむね3分の1の人員																																																																											
	○ 市域に震度5強の地震が発生したとき。 ○ その他市長(本部長)が必要と認めたとき。	第1非常配備体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制【自主参集】	災害対策本部職員のおおむね3分の2の人員																																																																											
項	目	担 当																																																																												
第1	防災体制の確立	防災課, 各部																																																																												
第2	1 災害警戒配備体制	防災課, 各部																																																																												
	2 災害警戒配備体制の解除																																																																													
	3 災害対策本部体制への移行																																																																													
第3	1 市災対本部の設置	防災班, 交通防犯班, 要員支援班, 各部																																																																												
	2 市災対本部の運営																																																																													
	3 市災対本部の廃止																																																																													
第4	1 参集場所	防災班, 要員支援班, 各部																																																																												
	2 参集指示																																																																													
第5	事務分掌	各部																																																																												
体制	配備基準	内 容	配備人員																																																																											
災害警戒配備体制	○ 市域に震度4の地震が発生したとき。 ○ その他市長が必要と認めたとき。	情報の収集・伝達や限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備																																																																											
災害対策本部体制	○ 市域に震度5弱の地震が発生したとき。 ○ その他市長が必要と認めたとき。	地震被害の応急対策のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制【自主参集】*	災害対策本部職員のおおむね3分の1の人員																																																																											
	○ 市域に震度5強の地震が発生したとき。 ○ その他市長(本部長)が必要と認めたとき。	第1非常配備体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制【自主参集】	災害対策本部職員のおおむね3分の2の人員																																																																											

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧				備考
第3 非常 配備	○ 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ○ その他市長(本部長)が必要と認めたとき。	市の組織及び機能の全てを挙げて応急対策活動に対処する体制【自主参集】	災害対策本部職員 の全員	第3 非常 配備	○ 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき。 ○ その他市長(本部長)が必要と認めたとき。	市の組織及び機能の全てを挙げて応急対策活動に対処する体制【自主参集】	災害対策本部職員 の全員	
※自主参集とは、市長の指示があったものとみなし、本部設置及び配備を自動的に行うものである。  (略)				※自主参集とは、市長の指示があったものとみなし、本部設置及び配備を自動的に行うものである。  (略)				
<b>第4 参集・配備</b>				<b>第4 参集・配備</b>				
(略)				(略)				
<b>2 参集指示</b> 地震災害の場合は、自主参集を原則とする。参集における各部局の非常配備体制は、先に示した市の <b>災害応急</b> 体制に基づき、各部局において計画するものとし、各部局が各部必要な職員に参集を指示する場合は、次の経路に従って行う。  (略)				<b>2 参集指示</b> 地震災害の場合は、自主参集を原則とする。参集における各部局の非常配備体制は、先に示した市の <b>防災</b> 体制に基づき、各部局において計画するものとし、各部局が各部必要な職員に参集を指示する場合は、次の経路に従って行う。  (略)				(震-36) 文言の修正

# 旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																																							
<p><b>第5 事務分掌</b></p> <p>■市災对本部の組織図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>本部会議</b></p> <p>本部長（市長）</p> <p>副本部長（副市長）</p> <p>本部長</p> <p>常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 部長職 会計管理者</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>本部事務局</b></p> <p><b>総括部(防災安全部)</b> 防災班(防災課), 交通防犯班(交通防犯課)</p> <p><b>総務部(総務部)</b> 総務班(総務課), 庁舎・車両・物資班(管財課, 庁舎建設課, 契約課, 工事検査課), 要員支援班(人事課, 職員厚生課)</p> <p><b>情報管理部(行財政改革推進部)</b> 第1情報管理班(行政改革課), 第2情報管理班(情報政策課), 第3情報管理班(公共施設マネジメント課)</p> <p><b>受援・広報部(総合政策部)</b> 第1受援班(政策調整課), 第2受援班(財政課, 公立大学課), 秘書班(秘書課), 広報班(広報広聴課), <u>都市交流班(都市交流課)</u></p> <p><b>特命部</b> 第1特命班(議会事務局), 第2特命班(農業委員会事務局), 第3特命班(選挙管理委員会事務局), 第4特命班(監査事務局), 第5特命班(いじめ防止対策推進部), 第6特命班(女性活躍推進部)</p> </div> </div>	<p><b>第5 事務分掌</b></p> <p>■市災对本部の組織図</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><b>本部会議</b></p> <p>本部長（市長）</p> <p>副本部長（副市長）</p> <p>本部長</p> <p>常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 部長職 会計管理者</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p><b>本部事務局</b></p> <p><b>総括部(防災安全部)</b> 防災班(防災課), 交通防犯班(交通防犯課)</p> <p><b>総務部(総務部)</b> 総務班(総務課), 庁舎・車両・物資班(管財課, 庁舎建設課, 契約課, 工事検査課), 要員支援班(人事課, 職員厚生課)</p> <p><b>情報管理部(行財政改革推進部)</b> 第1情報管理班(行政改革課), 第2情報管理班(情報政策課), 第3情報管理班(公共施設マネジメント課)</p> <p><b>受援・広報部(総合政策部)</b> 第1受援班(政策調整課), 第2受援班(財政課, 公立大学課), 秘書班(秘書課), 広報班(広報広聴課)</p> <p><b>観光支援部(観光スポーツ交流部)</b> <u>観光スポーツ交流部(都市交流課)</u></p> <p><b>特命部</b> 第1特命班(議会事務局), 第2特命班(農業委員会事務局), 第3特命班(選挙管理委員会事務局), 第4特命班(監査事務局), 第5特命班(いじめ防止対策推進部), 第6特命班(女性活躍推進部)</p> </div> </div>	<p>(震-37)</p> <p>組織変更に伴う修正</p>																																																																							
<p><b>各部</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><b>地域振興部(地域振興部)</b></td> <td>地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), <u>交通空港班(交通空港課)</u></td> </tr> <tr> <td><b>調査部(税務部)</b></td> <td>調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)</td> </tr> <tr> <td><b>避難部(市民生活部)</b></td> <td>第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 地域活動推進班(地域活動推進課), 支所班(各支所)</td> </tr> <tr> <td><b>環境清掃部(環境部)</b></td> <td>環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)</td> </tr> <tr> <td><b>援護部(福祉保険部)</b></td> <td>第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)</td> </tr> <tr> <td><b>保健部(保健所)</b></td> <td>第1保健班(保健総務課), 第2保健班(<u>保健予防課</u>), 第3保健班(<u>健康推進課</u>), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)</td> </tr> <tr> <td><b>子育て支援部(子育て支援部)</b></td> <td>子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)</td> </tr> <tr> <td><b>観光支援部(観光スポーツ部)</b></td> <td>観光支援班(観光課), 物資管理班(<u>スポーツ推進課</u>, <u>スポーツ施設整備課</u>)</td> </tr> <tr> <td><b>食料物資部(経済部)</b></td> <td>第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園</td> </tr> <tr> <td><b>農政部(農政部)</b></td> <td>農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター</td> </tr> <tr> <td><b>建築部(建築部)</b></td> <td>住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)</td> </tr> <tr> <td><b>土木部(土木部)</b></td> <td>第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)</td> </tr> <tr> <td><b>医療部(市立旭川病院事務局)</b></td> <td>医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)</td> </tr> <tr> <td><b>消防部(消防本部)</b></td> <td>消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)</td> </tr> <tr> <td><b>第1教育部(学校教育部)</b></td> <td>第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教職員課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)</td> </tr> <tr> <td><b>第2教育部(社会教育部)</b></td> <td>第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)</td> </tr> <tr> <td><b>水道部(上下水道部)</b></td> <td>水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)</td> </tr> <tr> <td><b>会計部</b></td> <td>会計班(会計課)</td> </tr> </table>	<b>地域振興部(地域振興部)</b>	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), <u>交通空港班(交通空港課)</u>	<b>調査部(税務部)</b>	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)	<b>避難部(市民生活部)</b>	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 地域活動推進班(地域活動推進課), 支所班(各支所)	<b>環境清掃部(環境部)</b>	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	<b>援護部(福祉保険部)</b>	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)	<b>保健部(保健所)</b>	第1保健班(保健総務課), 第2保健班( <u>保健予防課</u> ), 第3保健班( <u>健康推進課</u> ), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)	<b>子育て支援部(子育て支援部)</b>	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	<b>観光支援部(観光スポーツ部)</b>	観光支援班(観光課), 物資管理班( <u>スポーツ推進課</u> , <u>スポーツ施設整備課</u> )	<b>食料物資部(経済部)</b>	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園	<b>農政部(農政部)</b>	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター	<b>建築部(建築部)</b>	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)	<b>土木部(土木部)</b>	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)	<b>医療部(市立旭川病院事務局)</b>	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)	<b>消防部(消防本部)</b>	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)	<b>第1教育部(学校教育部)</b>	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教職員課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)	<b>第2教育部(社会教育部)</b>	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)	<b>水道部(上下水道部)</b>	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)	<b>会計部</b>	会計班(会計課)	<p><b>各部</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"><b>地域振興部(地域振興部)</b></td> <td>地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), <u>空港整備班(空港政策課)</u></td> </tr> <tr> <td><b>調査部(税務部)</b></td> <td>調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)</td> </tr> <tr> <td><b>避難部(市民生活部)</b></td> <td>第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 地域活動推進班(地域活動推進課), 支所班(各支所)</td> </tr> <tr> <td><b>環境清掃部(環境部)</b></td> <td>環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)</td> </tr> <tr> <td><b>援護部(福祉保険部)</b></td> <td>第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)</td> </tr> <tr> <td><b>保健部(保健所)</b></td> <td>第1保健班(保健総務課), 第2保健班(<u>健康推進課</u>), 第3保健班(<u>保健指導課</u>), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)</td> </tr> <tr> <td><b>子育て支援部(子育て支援部)</b></td> <td>子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)</td> </tr> <tr> <td><b>観光支援部(観光スポーツ交流部)</b></td> <td>観光支援班(観光課), 物資管理班(<u>スポーツ課</u>), <u>都市交流班(都市交流課)</u></td> </tr> <tr> <td><b>食料物資部(経済部)</b></td> <td>第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園</td> </tr> <tr> <td><b>農政部(農政部)</b></td> <td>農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター</td> </tr> <tr> <td><b>建築部(建築部)</b></td> <td>住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)</td> </tr> <tr> <td><b>土木部(土木部)</b></td> <td>第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)</td> </tr> <tr> <td><b>医療部(市立旭川病院事務局)</b></td> <td>医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)</td> </tr> <tr> <td><b>消防部(消防本部)</b></td> <td>消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)</td> </tr> <tr> <td><b>第1教育部(学校教育部)</b></td> <td>第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教職員課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)</td> </tr> <tr> <td><b>第2教育部(社会教育部)</b></td> <td>第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)</td> </tr> <tr> <td><b>水道部(上下水道部)</b></td> <td>水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)</td> </tr> <tr> <td><b>会計部</b></td> <td>会計班(会計課)</td> </tr> </table>	<b>地域振興部(地域振興部)</b>	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), <u>空港整備班(空港政策課)</u>	<b>調査部(税務部)</b>	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)	<b>避難部(市民生活部)</b>	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 地域活動推進班(地域活動推進課), 支所班(各支所)	<b>環境清掃部(環境部)</b>	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	<b>援護部(福祉保険部)</b>	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)	<b>保健部(保健所)</b>	第1保健班(保健総務課), 第2保健班( <u>健康推進課</u> ), 第3保健班( <u>保健指導課</u> ), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)	<b>子育て支援部(子育て支援部)</b>	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	<b>観光支援部(観光スポーツ交流部)</b>	観光支援班(観光課), 物資管理班( <u>スポーツ課</u> ), <u>都市交流班(都市交流課)</u>	<b>食料物資部(経済部)</b>	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園	<b>農政部(農政部)</b>	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター	<b>建築部(建築部)</b>	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)	<b>土木部(土木部)</b>	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)	<b>医療部(市立旭川病院事務局)</b>	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)	<b>消防部(消防本部)</b>	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)	<b>第1教育部(学校教育部)</b>	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教職員課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)	<b>第2教育部(社会教育部)</b>	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)	<b>水道部(上下水道部)</b>	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)	<b>会計部</b>	会計班(会計課)
<b>地域振興部(地域振興部)</b>	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), <u>交通空港班(交通空港課)</u>																																																																								
<b>調査部(税務部)</b>	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)																																																																								
<b>避難部(市民生活部)</b>	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 地域活動推進班(地域活動推進課), 支所班(各支所)																																																																								
<b>環境清掃部(環境部)</b>	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)																																																																								
<b>援護部(福祉保険部)</b>	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)																																																																								
<b>保健部(保健所)</b>	第1保健班(保健総務課), 第2保健班( <u>保健予防課</u> ), 第3保健班( <u>健康推進課</u> ), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)																																																																								
<b>子育て支援部(子育て支援部)</b>	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)																																																																								
<b>観光支援部(観光スポーツ部)</b>	観光支援班(観光課), 物資管理班( <u>スポーツ推進課</u> , <u>スポーツ施設整備課</u> )																																																																								
<b>食料物資部(経済部)</b>	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園																																																																								
<b>農政部(農政部)</b>	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター																																																																								
<b>建築部(建築部)</b>	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)																																																																								
<b>土木部(土木部)</b>	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)																																																																								
<b>医療部(市立旭川病院事務局)</b>	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)																																																																								
<b>消防部(消防本部)</b>	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)																																																																								
<b>第1教育部(学校教育部)</b>	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教職員課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)																																																																								
<b>第2教育部(社会教育部)</b>	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)																																																																								
<b>水道部(上下水道部)</b>	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)																																																																								
<b>会計部</b>	会計班(会計課)																																																																								
<b>地域振興部(地域振興部)</b>	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), <u>空港整備班(空港政策課)</u>																																																																								
<b>調査部(税務部)</b>	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)																																																																								
<b>避難部(市民生活部)</b>	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 地域活動推進班(地域活動推進課), 支所班(各支所)																																																																								
<b>環境清掃部(環境部)</b>	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)																																																																								
<b>援護部(福祉保険部)</b>	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)																																																																								
<b>保健部(保健所)</b>	第1保健班(保健総務課), 第2保健班( <u>健康推進課</u> ), 第3保健班( <u>保健指導課</u> ), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)																																																																								
<b>子育て支援部(子育て支援部)</b>	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)																																																																								
<b>観光支援部(観光スポーツ交流部)</b>	観光支援班(観光課), 物資管理班( <u>スポーツ課</u> ), <u>都市交流班(都市交流課)</u>																																																																								
<b>食料物資部(経済部)</b>	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園																																																																								
<b>農政部(農政部)</b>	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター																																																																								
<b>建築部(建築部)</b>	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)																																																																								
<b>土木部(土木部)</b>	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)																																																																								
<b>医療部(市立旭川病院事務局)</b>	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)																																																																								
<b>消防部(消防本部)</b>	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)																																																																								
<b>第1教育部(学校教育部)</b>	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教職員課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)																																																																								
<b>第2教育部(社会教育部)</b>	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)																																																																								
<b>水道部(上下水道部)</b>	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)																																																																								
<b>会計部</b>	会計班(会計課)																																																																								

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
<p>■災害対策の事務分掌</p> <p>(略)</p>			<p>■災害対策の事務分掌</p> <p>(略)</p>			<p>(震-38) 組織変更に伴う修正</p>
<p>受援・広報部 (総合政策部)</p>	<p>第1受援班 (政策調整課)</p>	<p>1 部内の総括に関する事。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事。</p>	<p>受援・広報部 (総合政策部)</p>	<p>第1受援班 (政策調整課)</p>	<p>1 部内の総括に関する事。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事。</p>	
	<p>第2受援班 (財政課, 公立大学課)</p>	<p>1 災害に係る財政に関する事。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事。</p>		<p>第2受援班 (財政課, 公立大学課)</p>	<p>1 災害に係る財政に関する事。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事。</p>	
	<p>秘書班 (秘書課)</p>	<p>1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害見舞者及び視察者の接待に関する事。</p>		<p>秘書班 (秘書課)</p>	<p>1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害見舞者及び視察者の接待に関する事。</p>	
	<p>広報班 (広報広聴課)</p>	<p>1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 市民広報に関する事。</p>		<p>広報班 (広報広聴課)</p>	<p>1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 市民広報に関する事。</p>	
	<p><u>都市交流班</u> (<u>都市交流課</u>)</p>	<p><u>1 外国人への情報提供及び相談に関する事。</u> <u>2 市民広報に関する事。</u></p>		<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>	
<p>(略)</p>			<p>(略)</p>			<p>(震-39) 組織変更に伴う修正</p>
<p>地域振興部 (地域振興部)</p>	<p>地域振興班 (地域振興課)</p>	<p>1 部内の総括に関する事。 2 部内各班の調整に関する事。</p>	<p>地域振興部 (地域振興部)</p>	<p>地域振興班 (地域振興課)</p>	<p>1 部内の総括に関する事。 2 部内各班の調整に関する事。</p>	
	<p>都市計画班 (都市計画課)</p>	<p>1 危険区域の巡視に関する事。 2 被災宅地の危険度判定に関する事。</p>		<p>都市計画班 (都市計画課)</p>	<p>1 危険区域の巡視に関する事。 2 被災宅地の危険度判定に関する事。</p>	
	<p><u>交通空港班</u> (<u>交通空港課</u>)</p>	<p>1 空港の被害調査及び応急対策に関する事。</p>		<p><u>空港整備班</u> (<u>空港政策課</u>)</p>	<p>1 空港の被害調査及び応急対策に関する事。</p>	
<p>(略)</p>			<p>(略)</p>			<p>(震-40) 災害時協定締結に伴う修正</p>
<p>保健部 (保健所)</p>	<p>第1保健班 (保健総務課)</p>	<p>1 部内の総括に関する事。 2 被災者の医療対策の総括に関する事。 3 旭川市医師会, 旭川歯科医師会 <u>及び旭川薬剤師会</u>との連絡調整に関する事。 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事。</p>	<p>保健部 (保健所)</p>	<p>第1保健班 (保健総務課)</p>	<p>1 部内の総括に関する事。 2 被災者の医療対策の総括に関する事。 3 旭川市医師会 <u>及び旭川歯科医師会</u>との連絡調整に関する事。 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事。</p>	
	<p>第2保健班 (<u>保健予防課</u>)</p>	<p>1 被災者の健康保持に関する事。 2 所管する要配慮者の保健に関する事。</p>		<p>第2保健班 (<u>健康推進課</u>)</p>	<p>1 被災者の健康保持に関する事。 2 所管する要配慮者の保健に関する事。</p>	
	<p>第3保健班 (<u>健康推進課</u>)</p>	<p>1 被災者の健康保持に関する事。 <u>2 所管する要配慮者の保健に関する事。</u></p>		<p>第3保健班 (<u>保健指導課</u>)</p>	<p>1 被災者の健康保持に関する事。 <u>(新規)</u></p>	
	<p>第4保健班 (衛生検査課, 動物愛護センター)</p>	<p>1 被災地の防疫に関する事。 2 ペット対策に関する事。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事。</p>		<p>第4保健班 (衛生検査課, 動物愛護センター)</p>	<p>1 被災地の防疫に関する事。 2 ペット対策に関する事。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事。</p>	
	<p>第5保健班 (食肉衛生検査所)</p>	<p>1 施設の被災調査及び応急対策に関する事。</p>		<p>第5保健班 (食肉衛生検査所)</p>	<p>1 施設の被災調査及び応急対策に関する事。</p>	
	<p>(略)</p>			<p>(略)</p>		
<p>観光支援部 (<u>観光スポーツ部</u>)</p>	<p>観光支援班 (観光課)</p>	<p>1 部内の総括に関する事。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関する事。 3 物資保管センターの確保及び運営に関する事。</p>	<p>観光支援部 (<u>観光スポーツ交流部</u>)</p>	<p>観光支援班 (観光課)</p>	<p>1 部内の総括に関する事。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関する事。 3 物資保管センターの確保及び運営に関する事。</p>	
	<p>物資管理班 (<u>スポーツ推進課, スポーツ施設整備課</u>)</p>	<p>1 物資保管センターの確保及び運営に関する事。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関する事。</p>		<p>物資管理班 (<u>スポーツ課</u>)</p>	<p>1 物資保管センターの確保及び運営に関する事。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関する事。</p>	
<p>(略)</p>			<p>(略)</p>			<p>(震-41) 組織変更に伴う修正</p>
<p>(略)</p>			<p>(略)</p>			
<p>(略)</p>			<p>(略)</p>			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																														
<p><b>第2節 情報の収集・伝達</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 被害情報の収集・調査・報告</b></p>	<p><b>第2節 情報の収集・伝達</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 被害情報の収集・調査・報告</b></p>																																															
<p>(略)</p> <p><b>2 災害情報等の収集・整理</b></p> <p>(略)</p> <p>■災害情報等の通報先</p> <table border="1" data-bbox="201 636 1279 951"> <tr><td><input type="radio"/> 上川総合振興局（地域創生部 <u>危機対策室</u>）</td></tr> <tr><td><input type="radio"/> 旭川中央警察署（警備課）</td></tr> <tr><td><input type="radio"/> 旭川東警察署（警備課）</td></tr> <tr><td><input type="radio"/> 旭川開発建設部（防災対策官）</td></tr> <tr><td><input type="radio"/> 旭川地方气象台（現業）</td></tr> <tr><td><input type="radio"/> 上川総合振興局旭川建設管理部（維持管理課）</td></tr> <tr><td><input type="radio"/> 異常現象によって災害の影響があると予想される隣接市町村</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>4 被害報告</b></p> <p>(略)</p> <p>■報告の内容及び方法</p> <table border="1" data-bbox="186 1234 1231 1541"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>内 容</th> <th>報告の方法</th> <th>報告先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害情報</td> <td>災害の経過に応じ、逐次報告</td> <td rowspan="3">電話又は無線等</td> <td rowspan="3">上川総合振興局 地域創生部 <u>危機対策室</u></td> </tr> <tr> <td>被害状況報告（速報）</td> <td>被害発生後、直ちに件数のみ報告</td> </tr> <tr> <td>被害状況報告（中間報告）</td> <td>被害状況が判明次第、報告 報告内容に変化→その都度報告</td> </tr> <tr> <td>被害状況報告（最終報告）</td> <td>応急措置完了後、15日以内に報告</td> <td>文書</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><b>第4節 応援派遣</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 自衛隊の災害派遣</b></p>	<input type="radio"/> 上川総合振興局（地域創生部 <u>危機対策室</u> ）	<input type="radio"/> 旭川中央警察署（警備課）	<input type="radio"/> 旭川東警察署（警備課）	<input type="radio"/> 旭川開発建設部（防災対策官）	<input type="radio"/> 旭川地方气象台（現業）	<input type="radio"/> 上川総合振興局旭川建設管理部（維持管理課）	<input type="radio"/> 異常現象によって災害の影響があると予想される隣接市町村	報告の種類	内 容	報告の方法	報告先	災害情報	災害の経過に応じ、逐次報告	電話又は無線等	上川総合振興局 地域創生部 <u>危機対策室</u>	被害状況報告（速報）	被害発生後、直ちに件数のみ報告	被害状況報告（中間報告）	被害状況が判明次第、報告 報告内容に変化→その都度報告	被害状況報告（最終報告）	応急措置完了後、15日以内に報告	文書		<p>(略)</p> <p><b>2 災害情報等の収集・整理</b></p> <p>(略)</p> <p>■災害情報等の通報先</p> <table border="1" data-bbox="1436 636 2513 951"> <tr><td><input type="radio"/> 上川総合振興局（地域創生部 <u>地域政策課</u>）</td></tr> <tr><td><input type="radio"/> 旭川中央警察署（警備課）</td></tr> <tr><td><input type="radio"/> 旭川東警察署（警備課）</td></tr> <tr><td><input type="radio"/> 旭川開発建設部（防災対策官）</td></tr> <tr><td><input type="radio"/> 旭川地方气象台（現業）</td></tr> <tr><td><input type="radio"/> 上川総合振興局旭川建設管理部（維持管理課）</td></tr> <tr><td><input type="radio"/> 異常現象によって災害の影響があると予想される隣接市町村</td></tr> </table> <p>(略)</p> <p><b>4 被害報告</b></p> <p>(略)</p> <p>■報告の内容及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1421 1226 2466 1547"> <thead> <tr> <th>報告の種類</th> <th>内 容</th> <th>報告の方法</th> <th>報告先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害情報</td> <td>災害の経過に応じ、逐次報告</td> <td rowspan="3">電話又は無線等</td> <td rowspan="3">上川総合振興局 地域創生部 <u>地域政策課</u></td> </tr> <tr> <td>被害状況報告（速報）</td> <td>被害発生後、直ちに件数のみ報告</td> </tr> <tr> <td>被害状況報告（中間報告）</td> <td>被害状況が判明次第、報告 報告内容に変化→その都度報告</td> </tr> <tr> <td>被害状況報告（最終報告）</td> <td>応急措置完了後、15日以内に報告</td> <td>文書</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><b>第4節 応援派遣</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 自衛隊の災害派遣</b></p>	<input type="radio"/> 上川総合振興局（地域創生部 <u>地域政策課</u> ）	<input type="radio"/> 旭川中央警察署（警備課）	<input type="radio"/> 旭川東警察署（警備課）	<input type="radio"/> 旭川開発建設部（防災対策官）	<input type="radio"/> 旭川地方气象台（現業）	<input type="radio"/> 上川総合振興局旭川建設管理部（維持管理課）	<input type="radio"/> 異常現象によって災害の影響があると予想される隣接市町村	報告の種類	内 容	報告の方法	報告先	災害情報	災害の経過に応じ、逐次報告	電話又は無線等	上川総合振興局 地域創生部 <u>地域政策課</u>	被害状況報告（速報）	被害発生後、直ちに件数のみ報告	被害状況報告（中間報告）	被害状況が判明次第、報告 報告内容に変化→その都度報告	被害状況報告（最終報告）	応急措置完了後、15日以内に報告	文書		<p>(震-48) 道の組織変更に伴う修正</p> <p>(震-49) 道の組織変更に伴う修正</p>
<input type="radio"/> 上川総合振興局（地域創生部 <u>危機対策室</u> ）																																																
<input type="radio"/> 旭川中央警察署（警備課）																																																
<input type="radio"/> 旭川東警察署（警備課）																																																
<input type="radio"/> 旭川開発建設部（防災対策官）																																																
<input type="radio"/> 旭川地方气象台（現業）																																																
<input type="radio"/> 上川総合振興局旭川建設管理部（維持管理課）																																																
<input type="radio"/> 異常現象によって災害の影響があると予想される隣接市町村																																																
報告の種類	内 容	報告の方法	報告先																																													
災害情報	災害の経過に応じ、逐次報告	電話又は無線等	上川総合振興局 地域創生部 <u>危機対策室</u>																																													
被害状況報告（速報）	被害発生後、直ちに件数のみ報告																																															
被害状況報告（中間報告）	被害状況が判明次第、報告 報告内容に変化→その都度報告																																															
被害状況報告（最終報告）	応急措置完了後、15日以内に報告	文書																																														
<input type="radio"/> 上川総合振興局（地域創生部 <u>地域政策課</u> ）																																																
<input type="radio"/> 旭川中央警察署（警備課）																																																
<input type="radio"/> 旭川東警察署（警備課）																																																
<input type="radio"/> 旭川開発建設部（防災対策官）																																																
<input type="radio"/> 旭川地方气象台（現業）																																																
<input type="radio"/> 上川総合振興局旭川建設管理部（維持管理課）																																																
<input type="radio"/> 異常現象によって災害の影響があると予想される隣接市町村																																																
報告の種類	内 容	報告の方法	報告先																																													
災害情報	災害の経過に応じ、逐次報告	電話又は無線等	上川総合振興局 地域創生部 <u>地域政策課</u>																																													
被害状況報告（速報）	被害発生後、直ちに件数のみ報告																																															
被害状況報告（中間報告）	被害状況が判明次第、報告 報告内容に変化→その都度報告																																															
被害状況報告（最終報告）	応急措置完了後、15日以内に報告	文書																																														
<p><b>1 災害派遣要請の要求及び受入れ</b></p> <p>(1) 派遣要請の要求手続き</p>	<p><b>1 災害派遣要請の要求及び受入れ</b></p> <p>(1) 派遣要請の要求手続き</p>																																															

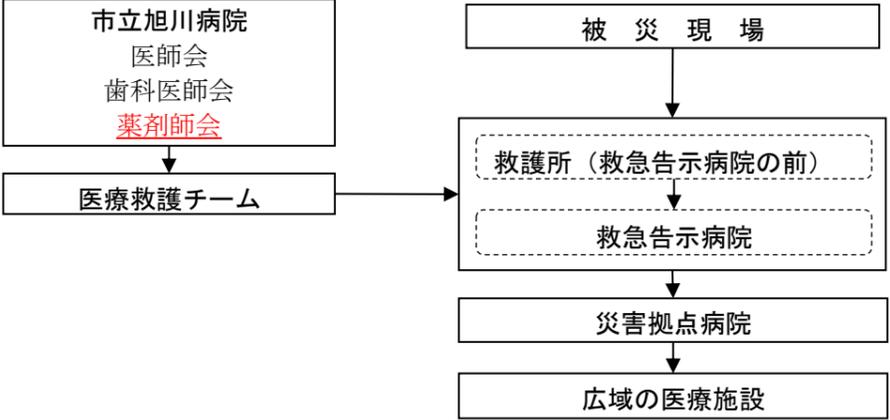
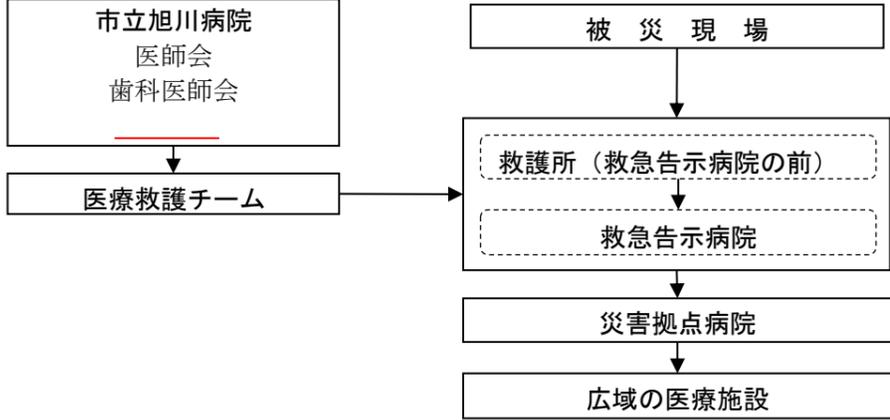
旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																
<p>(略)</p> <p>■災害派遣要請の要求手続き</p> <table border="1" data-bbox="181 233 1267 552"> <tr> <td>提出(連絡)先</td> <td>上川総合振興局地域創生部 <u>危機対策室</u></td> </tr> <tr> <td>連絡方法</td> <td>文書(緊急を要する場合は、電話又は無線で行い、事後文書送付)</td> </tr> <tr> <td>要請の要求事項</td> <td> <input type="checkbox"/> 災害の情况及び派遣要請を要求する事由  <input type="checkbox"/> 派遣を希望する期間  <input type="checkbox"/> 派遣を希望する区域及び活動内容  <input type="checkbox"/> 派遣部隊が展開できる場所  <input type="checkbox"/> 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項                 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2 国・道・市町村への要請</p>	提出(連絡)先	上川総合振興局地域創生部 <u>危機対策室</u>	連絡方法	文書(緊急を要する場合は、電話又は無線で行い、事後文書送付)	要請の要求事項	<input type="checkbox"/> 災害の情况及び派遣要請を要求する事由 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する期間 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する区域及び活動内容 <input type="checkbox"/> 派遣部隊が展開できる場所 <input type="checkbox"/> 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項	<p>(略)</p> <p>■災害派遣要請の要求手続き</p> <table border="1" data-bbox="1418 233 2504 552"> <tr> <td>提出(連絡)先</td> <td>上川総合振興局地域創生部 <u>地域政策課</u></td> </tr> <tr> <td>連絡方法</td> <td>文書(緊急を要する場合は、電話又は無線で行い、事後文書送付)</td> </tr> <tr> <td>要請の要求事項</td> <td> <input type="checkbox"/> 災害の情况及び派遣要請を要求する事由  <input type="checkbox"/> 派遣を希望する期間  <input type="checkbox"/> 派遣を希望する区域及び活動内容  <input type="checkbox"/> 派遣部隊が展開できる場所  <input type="checkbox"/> 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項                 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第2 国・道・市町村への要請</p>	提出(連絡)先	上川総合振興局地域創生部 <u>地域政策課</u>	連絡方法	文書(緊急を要する場合は、電話又は無線で行い、事後文書送付)	要請の要求事項	<input type="checkbox"/> 災害の情况及び派遣要請を要求する事由 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する期間 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する区域及び活動内容 <input type="checkbox"/> 派遣部隊が展開できる場所 <input type="checkbox"/> 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項	<p>(震-54) 道の組織変更に伴う修正</p>																				
提出(連絡)先	上川総合振興局地域創生部 <u>危機対策室</u>																																	
連絡方法	文書(緊急を要する場合は、電話又は無線で行い、事後文書送付)																																	
要請の要求事項	<input type="checkbox"/> 災害の情况及び派遣要請を要求する事由 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する期間 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する区域及び活動内容 <input type="checkbox"/> 派遣部隊が展開できる場所 <input type="checkbox"/> 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項																																	
提出(連絡)先	上川総合振興局地域創生部 <u>地域政策課</u>																																	
連絡方法	文書(緊急を要する場合は、電話又は無線で行い、事後文書送付)																																	
要請の要求事項	<input type="checkbox"/> 災害の情况及び派遣要請を要求する事由 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する期間 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する区域及び活動内容 <input type="checkbox"/> 派遣部隊が展開できる場所 <input type="checkbox"/> 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項																																	
<p>1 国・道への要請</p> <p>(1) 応援、職員の派遣・斡旋要請</p> <p>(略)</p> <p>■道への応援要請手続き</p> <table border="1" data-bbox="169 1026 1249 1524"> <tr> <td>要請先</td> <td colspan="2">上川総合振興局地域創生部 <u>危機対策室</u></td> </tr> <tr> <td>連絡方法</td> <td colspan="2">文書(緊急の場合は電話又は無線で行い、事後文書送付)</td> </tr> <tr> <td>応援の要請</td> <td> <input type="checkbox"/> 災害の状況  <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由  <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名及び数量  <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所及び活動内容  <input type="checkbox"/> その他必要な事項                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員派遣・斡旋要請</td> <td> <input type="checkbox"/> 派遣を要請・斡旋を求める理由  <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数  <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間  <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件  <input type="checkbox"/> その他必要な事項                 </td> <td>                     派遣：災害対策基本法第29条                      斡旋：災害対策基本法第30条                      地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17                 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 市町村への要請</p> <p>(1) 市町村への要請</p> <p>■市町村への要請手続き</p> <table border="1" data-bbox="186 1793 1249 1866"> <tr> <td>連絡先</td> <td>上川総合振興局(地域創生部 <u>危機対策室</u>) 又は要請先市町村</td> </tr> <tr> <td>連絡方法</td> <td>電話又は無線(事後文書送付)</td> </tr> </table>	要請先	上川総合振興局地域創生部 <u>危機対策室</u>		連絡方法	文書(緊急の場合は電話又は無線で行い、事後文書送付)		応援の要請	<input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名及び数量 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所及び活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項		職員派遣・斡旋要請	<input type="checkbox"/> 派遣を要請・斡旋を求める理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 斡旋：災害対策基本法第30条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17	連絡先	上川総合振興局(地域創生部 <u>危機対策室</u> ) 又は要請先市町村	連絡方法	電話又は無線(事後文書送付)	<p>1 国・道への要請</p> <p>(1) 応援、職員の派遣・斡旋要請</p> <p>(略)</p> <p>■道への応援要請手続き</p> <table border="1" data-bbox="1403 1026 2490 1524"> <tr> <td>要請先</td> <td colspan="2">上川総合振興局地域創生部 <u>地域政策課</u></td> </tr> <tr> <td>連絡方法</td> <td colspan="2">文書(緊急の場合は電話又は無線で行い、事後文書送付)</td> </tr> <tr> <td>応援の要請</td> <td> <input type="checkbox"/> 災害の状況  <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由  <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名及び数量  <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所及び活動内容  <input type="checkbox"/> その他必要な事項                 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員派遣・斡旋要請</td> <td> <input type="checkbox"/> 派遣を要請・斡旋を求める理由  <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数  <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間  <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件  <input type="checkbox"/> その他必要な事項                 </td> <td>                     派遣：災害対策基本法第29条                      斡旋：災害対策基本法第30条                      地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17                 </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>2 市町村への要請</p> <p>(1) 市町村への要請</p> <p>■市町村への要請手続き</p> <table border="1" data-bbox="1421 1793 2484 1866"> <tr> <td>連絡先</td> <td>上川総合振興局(地域創生部 <u>地域政策課</u>) 又は要請先市町村</td> </tr> <tr> <td>連絡方法</td> <td>電話又は無線(事後文書送付)</td> </tr> </table>	要請先	上川総合振興局地域創生部 <u>地域政策課</u>		連絡方法	文書(緊急の場合は電話又は無線で行い、事後文書送付)		応援の要請	<input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名及び数量 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所及び活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項		職員派遣・斡旋要請	<input type="checkbox"/> 派遣を要請・斡旋を求める理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 斡旋：災害対策基本法第30条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17	連絡先	上川総合振興局(地域創生部 <u>地域政策課</u> ) 又は要請先市町村	連絡方法	電話又は無線(事後文書送付)	<p>(震-56) 道の組織変更に伴う修正</p> <p>(震-57) 道の組織変更に伴う修正</p>
要請先	上川総合振興局地域創生部 <u>危機対策室</u>																																	
連絡方法	文書(緊急の場合は電話又は無線で行い、事後文書送付)																																	
応援の要請	<input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名及び数量 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所及び活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項																																	
職員派遣・斡旋要請	<input type="checkbox"/> 派遣を要請・斡旋を求める理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 斡旋：災害対策基本法第30条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17																																
連絡先	上川総合振興局(地域創生部 <u>危機対策室</u> ) 又は要請先市町村																																	
連絡方法	電話又は無線(事後文書送付)																																	
要請先	上川総合振興局地域創生部 <u>地域政策課</u>																																	
連絡方法	文書(緊急の場合は電話又は無線で行い、事後文書送付)																																	
応援の要請	<input type="checkbox"/> 災害の状況 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする理由 <input type="checkbox"/> 応援を希望する物資等の品名及び数量 <input type="checkbox"/> 応援を必要とする場所及び活動内容 <input type="checkbox"/> その他必要な事項																																	
職員派遣・斡旋要請	<input type="checkbox"/> 派遣を要請・斡旋を求める理由 <input type="checkbox"/> 職員の職種別人員数 <input type="checkbox"/> 派遣を必要とする期間 <input type="checkbox"/> 派遣される職員の給与その他勤務条件 <input type="checkbox"/> その他必要な事項	派遣：災害対策基本法第29条 斡旋：災害対策基本法第30条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17																																
連絡先	上川総合振興局(地域創生部 <u>地域政策課</u> ) 又は要請先市町村																																	
連絡方法	電話又は無線(事後文書送付)																																	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考																																																																																																														
要請事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害の種類及び状況</li> <li>○ 品名、数量等</li> <li>○ 車両の種類、規格及び台数</li> <li>○ 職員の職種別人員</li> <li>○ 応援の場所及び応援場所への経路</li> <li>○ 応援の期間</li> <li>○ 応援の実施に関し、必要な事項</li> </ul>		要請事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害の種類及び状況</li> <li>○ 品名、数量等</li> <li>○ 車両の種類、規格及び台数</li> <li>○ 職員の職種別人員</li> <li>○ 応援の場所及び応援場所への経路</li> <li>○ 応援の期間</li> <li>○ 応援の実施に関し、必要な事項</li> </ul>		(震-67) 災害時協定締結に伴う修正																																																																																																														
<b>第6節 医療救護</b> ■対策の体系			<b>第6節 医療救護</b> ■対策の体系				(震-67) 組織変更に伴う修正																																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">担 当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1 応急医療活動</td> <td>1 救護所の設置</td> <td>医事班, 建築班</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 医療救護チームの派遣</td> <td>第1保健班, 医療班, 医師会, 歯科医師会, <u>薬剤師会等</u></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 救護所での活動</td> <td>医療班, 医師会, 歯科医師会, <u>薬剤師会等</u></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 医薬品・医療資器材等の確保</td> <td>医事班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 医療体制の確立</td> <td>第1保健班, 消防部, 防災班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2 被災者等への医療</td> <td>1 避難所での医療活動</td> <td><u>第1~3保健班</u>, 医療部, 医師会, 歯科医師会, <u>薬剤師会等</u></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> <td></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u> 医療情報の提供</td> <td>第1保健班</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td><u>3</u> 人工透析患者等への対応</td> <td>第1保健班, 医療部, 医師会</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	担 当	活動期			初動	応急	復旧	第1 応急医療活動	1 救護所の設置	医事班, 建築班	○			2 医療救護チームの派遣	第1保健班, 医療班, 医師会, 歯科医師会, <u>薬剤師会等</u>	○	○		3 救護所での活動	医療班, 医師会, 歯科医師会, <u>薬剤師会等</u>	○	○		4 医薬品・医療資器材等の確保	医事班	○	○		5 医療体制の確立	第1保健班, 消防部, 防災班	○	○		第2 被災者等への医療	1 避難所での医療活動	<u>第1~3保健班</u> , 医療部, 医師会, 歯科医師会, <u>薬剤師会等</u>	○	○	○	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>(削除)</u>	<u>2</u> 医療情報の提供	第1保健班		○	○	<u>3</u> 人工透析患者等への対応	第1保健班, 医療部, 医師会		○	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th rowspan="2">担 当</th> <th colspan="3">活動期</th> </tr> <tr> <th>初動</th> <th>応急</th> <th>復旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第1 応急医療活動</td> <td>1 救護所の設置</td> <td>医事班, 建築班</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 医療救護チームの派遣</td> <td>第1保健班, 医療班, 医師会, 歯科医師会, <u>等</u></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 救護所での活動</td> <td>医療班, 医師会, 歯科医師会, <u>等</u></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 医薬品・医療資器材等の確保</td> <td>医事班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 医療体制の確立</td> <td>第1保健班, 消防部, 防災班</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第2 被災者等への医療</td> <td>1 避難所での医療活動</td> <td><u>第1保健班, 第3保健班</u>, 医療部, 医師会, 歯科医師会, <u>等</u></td> <td>○</td> <td>○</td> <td><u>—</u></td> </tr> <tr> <td><u>2</u> 心の医療活動</td> <td><u>第2保健班</u></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td><u>3</u> 医療情報の提供</td> <td>第1保健班</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td><u>4</u> 人工透析患者等への対応</td> <td>第1保健班, 医療部, 医師会</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	担 当	活動期			初動	応急	復旧	第1 応急医療活動	1 救護所の設置	医事班, 建築班	○			2 医療救護チームの派遣	第1保健班, 医療班, 医師会, 歯科医師会, <u>等</u>	○	○		3 救護所での活動	医療班, 医師会, 歯科医師会, <u>等</u>	○	○		4 医薬品・医療資器材等の確保	医事班	○	○		5 医療体制の確立	第1保健班, 消防部, 防災班	○	○		第2 被災者等への医療	1 避難所での医療活動	<u>第1保健班, 第3保健班</u> , 医療部, 医師会, 歯科医師会, <u>等</u>	○	○	<u>—</u>	<u>2</u> 心の医療活動	<u>第2保健班</u>		○	○	<u>3</u> 医療情報の提供	第1保健班		○	○	<u>4</u> 人工透析患者等への対応	第1保健班, 医療部, 医師会		○	○	
項 目	担 当	活動期																																																																																																																		
		初動	応急	復旧																																																																																																																
第1 応急医療活動	1 救護所の設置	医事班, 建築班	○																																																																																																																	
	2 医療救護チームの派遣	第1保健班, 医療班, 医師会, 歯科医師会, <u>薬剤師会等</u>	○	○																																																																																																																
	3 救護所での活動	医療班, 医師会, 歯科医師会, <u>薬剤師会等</u>	○	○																																																																																																																
	4 医薬品・医療資器材等の確保	医事班	○	○																																																																																																																
	5 医療体制の確立	第1保健班, 消防部, 防災班	○	○																																																																																																																
第2 被災者等への医療	1 避難所での医療活動	<u>第1~3保健班</u> , 医療部, 医師会, 歯科医師会, <u>薬剤師会等</u>	○	○	○																																																																																																															
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>			<u>(削除)</u>																																																																																																															
	<u>2</u> 医療情報の提供	第1保健班		○	○																																																																																																															
	<u>3</u> 人工透析患者等への対応	第1保健班, 医療部, 医師会		○	○																																																																																																															
項 目	担 当	活動期																																																																																																																		
		初動	応急	復旧																																																																																																																
第1 応急医療活動	1 救護所の設置	医事班, 建築班	○																																																																																																																	
	2 医療救護チームの派遣	第1保健班, 医療班, 医師会, 歯科医師会, <u>等</u>	○	○																																																																																																																
	3 救護所での活動	医療班, 医師会, 歯科医師会, <u>等</u>	○	○																																																																																																																
	4 医薬品・医療資器材等の確保	医事班	○	○																																																																																																																
	5 医療体制の確立	第1保健班, 消防部, 防災班	○	○																																																																																																																
第2 被災者等への医療	1 避難所での医療活動	<u>第1保健班, 第3保健班</u> , 医療部, 医師会, 歯科医師会, <u>等</u>	○	○	<u>—</u>																																																																																																															
	<u>2</u> 心の医療活動	<u>第2保健班</u>		○	○																																																																																																															
	<u>3</u> 医療情報の提供	第1保健班		○	○																																																																																																															
	<u>4</u> 人工透析患者等への対応	第1保健班, 医療部, 医師会		○	○																																																																																																															
<b>第1 応急医療活動</b> (略) <b>2 医療救護チームの派遣</b> 医療班は、医療救護チームを編成する。医療班だけでは対応できない場合は、第1保健班を通じて医師会、歯科医師会、 <u>薬剤師会</u> 、 <u>道</u> 等に災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。 (略)			<b>第1 応急医療活動</b> (略) <b>2 医療救護チームの派遣</b> 医療班は、医療救護チームを編成する。医療班だけでは対応できない場合は、第1保健班を通じて医師会、歯科医師会、 <u>道</u> 等に災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。 (略)																																																																																																																	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>5 医療体制の確立</b></p> <p>(1) 医療情報の収集及び提供</p> <p>第1保健班は、医師会、<u>歯科医師会及び薬剤師会</u>との連携の下に、市内の医療施設について、次の医療情報を収集するとともに、避難所の開設状況等、医療体制の確立に必要な情報の提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>■医療救護の流れ</p>  <p><b>第2 被災者等への医療</b></p>	<p><b>5 医療体制の確立</b></p> <p>(1) 医療情報の収集及び提供</p> <p>第1保健班は、医師会<u>及び</u>歯科医師会_____との連携の下に、市内の医療施設について、次の医療情報を収集するとともに、避難所の開設状況等、医療体制の確立に必要な情報の提供を行う。</p> <p>(略)</p> <p>■医療救護の流れ</p>  <p><b>第2 被災者等への医療</b></p>	<p>(震-68) 災害時協定締結に伴う修正</p>
<p><b>1 避難所での医療活動</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 健康管理、巡回医療等の実施</p> <p>第<u>2, 3</u>保健班は、救護センターに保健師等を配置し、被災者の健康管理に当たる。医療部は、市立旭川病院の医師、歯科医師や看護師その他の職員により巡回医療チームを編成する。巡回医療チームは、救護センター又は被災地の公民館等で健康診断及び検病調査を行う。また、感染症等の発生のおそれがあるときは、予防接種を実施する。</p> <p>第1保健班は、市立旭川病院の巡回医療チームで不足するときは、医師会、歯科医師会、<u>薬剤師会</u>等に巡回医療チームの編成を要請し、精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 心の医療活動</u></p> <p>第<u>2, 3</u>保健班は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者の精神的負担の軽減に努める。</p> <p>また、必要に応じて道に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。</p>	<p><b>1 避難所での医療活動</b></p> <p>(略)</p> <p>(3) 健康管理、巡回医療等の実施</p> <p>第____<u>3</u>保健班は、救護センターに保健師等を配置し、被災者の健康管理に当たる。医療部は、市立旭川病院の医師、歯科医師や看護師その他の職員により巡回医療チームを編成する。巡回医療チームは、救護センター又は被災地の公民館等で健康診断及び検病調査を行う。また、感染症等の発生のおそれがあるときは、予防接種を実施する。</p> <p>第1保健班は、市立旭川病院の巡回医療チームで不足するときは、医師会、歯科医師会_____等に巡回医療チームの編成を要請し、精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p><u>2</u> 心の医療活動</p> <p>第<u>2</u>____保健班は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングやメンタルケア資料の作成等を行い、被災者の精神的負担の軽減に努める。</p> <p>また、必要に応じて道に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣を要請する。</p>	<p>(震-69) 災害時協定締結に伴う修正</p> <p>(震-69) 組織変更に伴う修正</p>

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>2</b> 医療情報の提供</p> <p>(略)</p> <p><b>3</b> 人工透析患者等への対応</p> <p>(略)</p> <p><b>第7節 避難</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 避難所の運営</b></p>	<p><b>3</b> 医療情報の提供</p> <p>(略)</p> <p><b>4</b> 人工透析患者等への対応</p> <p>(略)</p> <p><b>第7節 避難</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 避難所の運営</b></p>	<p>(震一70) 組織変更に伴う修正</p>
<p><b>1 避難所運営体制</b></p> <p>家屋等が倒壊したことにより居住する場所を失い、避難生活が長期化する場合は、避難者による自主的な運営組織を確立し避難所を運営する。</p> <p>また、運営に当たっては、<u>要配慮者、女性、子供、性的マイノリティの方等の意見が十分に反映されるよう多様なニーズ</u>に配慮する。</p> <p>なお、避難所における生活環境を良好なものとするよう実態とニーズの把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 配慮事項</p> <p>避難所担当班等は、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化に備え、プライバシーの確保、<u>要配慮者、女性、子供、性的マイノリティの方等の多様なニーズの違い</u>に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第12節 防疫・清掃</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 し尿の処理</b> (旭川市災害廃棄物処理計画参照)</p>	<p><b>1 避難所運営体制</b></p> <p>家屋等が倒壊したことにより居住する場所を失い、避難生活が長期化する場合は、避難者による自主的な運営組織を確立し避難所を運営する。</p> <p>また、運営に当たっては、<u>運営組織に女性を入れることを推進し、女性の意見が十分に反映されるよう</u>に配慮する。</p> <p>なお、避難所における生活環境を良好なものとするよう実態とニーズの把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のため、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 配慮事項</p> <p>避難所担当班等は、避難所における生活環境に注意を払うとともに、避難の長期化に備え、プライバシーの確保、<u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等</u>に配慮する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第12節 防疫・清掃</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 し尿の処理</b> (旭川市災害廃棄物処理計画参照)</p>	<p>(震一76) 要配慮者等文言の修正</p> <p>(震一77) 要配慮者等文言の修正</p>
<p><b>1 仮設トイレの設置</b></p> <p>(1) 必要数の算出</p> <p>環境庶務班は、避難所の設置状況及び上下水道の損傷状況に応じ、仮設トイレの必要数を算出する。</p>	<p><b>1 仮設トイレの設置</b></p> <p>(1) 必要数の算出</p> <p>環境庶務班は、避難所の設置状況及び上下水道の損傷状況に応じ、仮設トイレの必要数を算出する。</p>	<p>(震一103) 北海道地域防災計画の変更に伴う修正</p>

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																
<p><u>なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、必要な台数の確保に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第3章 災害復旧計画</b> <b>第1節 市民生活復旧への支援</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 被災者への支援</b></p>	<p>(略)</p> <p><b>第3章 災害復旧計画</b> <b>第1節 市民生活復旧への支援</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 被災者への支援</b></p>																																	
<p><b>1 被災者台帳の作成</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災者台帳の利用 防災課は、必要に応じて市災対本部内において被災者台帳を利用する。 また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。 <u>被災者が自らに適した支援制度を利用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を利用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p><b>第2節 災害復旧事業の推進</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 激甚法による災害復旧事業</b></p>	<p><b>1 被災者台帳の作成</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 被災者台帳の利用 防災課は、必要に応じて市災対本部内において被災者台帳を利用する。 また、台帳情報の提供について申請があった場合は、不当な目的でない場合を除いて情報提供を行う。</p> <p><b>第2節 災害復旧事業の推進</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 激甚法による災害復旧事業</b></p>	<p>(震-133) 北海道地域防災計画の変更に伴う修正</p>																																
<p>(略)</p> <p><b>■激甚法による財政援助</b></p> <table border="1" data-bbox="189 1696 1234 1978"> <thead> <tr> <th>助成区分</th> <th>財政援助を受ける事業等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共土木施設</td> <td><input type="checkbox"/> 公共土木施設災害復旧事業</td> </tr> <tr> <td>災害復旧事業</td> <td><input type="checkbox"/> 公共土木施設災害関連事業</td> </tr> <tr> <td>等に関する特別の財政援助</td> <td><input type="checkbox"/> 公立学校施設災害復旧事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 公営住宅災害復旧事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 生活保護施設災害復旧事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 児童福祉施設災害復旧事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 老人福祉施設災害復旧事業</td> </tr> </tbody> </table>	助成区分	財政援助を受ける事業等	公共土木施設	<input type="checkbox"/> 公共土木施設災害復旧事業	災害復旧事業	<input type="checkbox"/> 公共土木施設災害関連事業	等に関する特別の財政援助	<input type="checkbox"/> 公立学校施設災害復旧事業		<input type="checkbox"/> 公営住宅災害復旧事業		<input type="checkbox"/> 生活保護施設災害復旧事業		<input type="checkbox"/> 児童福祉施設災害復旧事業		<input type="checkbox"/> 老人福祉施設災害復旧事業	<p>(略)</p> <p><b>■激甚法による財政援助</b></p> <table border="1" data-bbox="1427 1696 2472 1978"> <thead> <tr> <th>助成区分</th> <th>財政援助を受ける事業等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共土木施設</td> <td><input type="checkbox"/> 公共土木施設災害復旧事業</td> </tr> <tr> <td>災害復旧事業</td> <td><input type="checkbox"/> 公共土木施設災害関連事業</td> </tr> <tr> <td>等に関する特別の財政援助</td> <td><input type="checkbox"/> 公立学校施設災害復旧事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 公営住宅災害復旧事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 生活保護施設災害復旧事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 児童福祉施設災害復旧事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 老人福祉施設災害復旧事業</td> </tr> </tbody> </table>	助成区分	財政援助を受ける事業等	公共土木施設	<input type="checkbox"/> 公共土木施設災害復旧事業	災害復旧事業	<input type="checkbox"/> 公共土木施設災害関連事業	等に関する特別の財政援助	<input type="checkbox"/> 公立学校施設災害復旧事業		<input type="checkbox"/> 公営住宅災害復旧事業		<input type="checkbox"/> 生活保護施設災害復旧事業		<input type="checkbox"/> 児童福祉施設災害復旧事業		<input type="checkbox"/> 老人福祉施設災害復旧事業	<p>(震-137) 激甚法改正に伴う修正</p>
助成区分	財政援助を受ける事業等																																	
公共土木施設	<input type="checkbox"/> 公共土木施設災害復旧事業																																	
災害復旧事業	<input type="checkbox"/> 公共土木施設災害関連事業																																	
等に関する特別の財政援助	<input type="checkbox"/> 公立学校施設災害復旧事業																																	
	<input type="checkbox"/> 公営住宅災害復旧事業																																	
	<input type="checkbox"/> 生活保護施設災害復旧事業																																	
	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設災害復旧事業																																	
	<input type="checkbox"/> 老人福祉施設災害復旧事業																																	
助成区分	財政援助を受ける事業等																																	
公共土木施設	<input type="checkbox"/> 公共土木施設災害復旧事業																																	
災害復旧事業	<input type="checkbox"/> 公共土木施設災害関連事業																																	
等に関する特別の財政援助	<input type="checkbox"/> 公立学校施設災害復旧事業																																	
	<input type="checkbox"/> 公営住宅災害復旧事業																																	
	<input type="checkbox"/> 生活保護施設災害復旧事業																																	
	<input type="checkbox"/> 児童福祉施設災害復旧事業																																	
	<input type="checkbox"/> 老人福祉施設災害復旧事業																																	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業</li> <li>○ 知的障害者更正施設又は知的障害者授産施設災害復旧事業</li> <li>○ <u>女性自立支援</u>施設災害復旧事業</li> <li>○ 感染症指定医療機関災害復旧事業</li> <li>○ 感染症予防事業</li> <li>○ 堆積土砂排除事業</li> <li>○ 湛水排除事業</li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>風水害・雪害・火山災害対策編</b></p> <p><b>第1章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 災害防止対策の推進</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 土砂災害対策の推進</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業</li> <li>○ 知的障害者更正施設又は知的障害者授産施設災害復旧事業</li> <li>○ <u>婦人保護</u>施設災害復旧事業</li> <li>○ 感染症指定医療機関災害復旧事業</li> <li>○ 感染症予防事業</li> <li>○ 堆積土砂排除事業</li> <li>○ 湛水排除事業</li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>風水害・雪害・火山災害対策編</b></p> <p><b>第1章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 災害防止対策の推進</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 土砂災害対策の推進</b></p>	
<p>◇現状と方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市内には、法指定の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等が多数指定されているため、住民の避難体制を整備する。</p> </div> <p>(略)</p> <p><b>第6節 要配慮者対策のための環境整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 在宅の避難行動要支援者への対策</b></p>	<p>◇現状と方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市内には、法指定の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等が<u>あり、その他にも地すべり危険箇所、土石流危険渓流及び急傾斜地崩壊危険箇所</u>が多数指定されているため、住民の避難体制を整備する。</p> </div> <p>(略)</p> <p><b>第6節 要配慮者対策のための環境整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 在宅の避難行動要支援者への対策</b></p>	<p>(風-3)</p> <p>現行の取扱いに基づく文言の修正</p>
<p>◇現状と方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害時には、避難行動や避難所生活、あるいは災害後の混乱のなかでの在宅ケアなど避難行動要支援者に対する支援が必要である。</p> <p>本市では、在宅の避難行動要支援者の避難支援等を行うため、避難支援等関係者となる消防機関、警察、自衛隊、地域住民が自主的に結成する自主防災組織や町内会等の住民組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会、その他（福祉事業者、障害者団体等）適当と認めるものに対して避難行動要支援者名簿を提供する。</p> <p>また、避難支援等関係者と連携し、個々の避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努める。</p> <p><u>避難行動要支援者名簿の管理については、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないよう、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管するよう努める。</u></p> </div>	<p>◇現状と方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害時には、避難行動や避難所生活、あるいは災害後の混乱のなかでの在宅ケアなど避難行動要支援者に対する支援が必要である。</p> <p>本市では、在宅の避難行動要支援者の避難支援等を行うため、避難支援等関係者となる消防機関、警察、自衛隊、地域住民が自主的に結成する自主防災組織や町内会等の住民組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員連絡協議会、その他（福祉事業者、障害者団体等）適当と認めるものに対して避難行動要支援者名簿を提供する。</p> <p>また、避難支援等関係者と連携し、個々の避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成に努める。</p> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> <hr style="border: 0.5px solid red;"/> </div>	<p>(風-18)</p> <p>北海道地域防災計画の変更に伴う修正</p>

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧				備考																																										
(略) <b>第2章 災害応急対策計画</b> <b>第1節 災害応急体制の確立</b> ■対策の体系 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>担</th> <th>当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>災害応急体制の確立</td> <td>防災課,</td> <td>各部</td> </tr> </tbody> </table> (略) <b>第1 災害応急体制の確立</b>				項	目	担	当	第1	災害応急体制の確立	防災課,	各部	(略) <b>第2章 災害応急対策計画</b> <b>第1節 災害応急体制の確立</b> ■対策の体系 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>目</th> <th>担</th> <th>当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1</td> <td>防災体制の確立</td> <td>防災課,</td> <td>各部</td> </tr> </tbody> </table> (略) <b>第1 防災体制の確立</b>				項	目	担	当	第1	防災体制の確立	防災課,	各部	(風-21) 文言の修正																										
項	目	担	当																																															
第1	災害応急体制の確立	防災課,	各部																																															
項	目	担	当																																															
第1	防災体制の確立	防災課,	各部																																															
本市の災害応急体制は、次のとおりである。 ■市の災害応急体制 <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備基準</th> <th>内容</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>災害警戒 配備体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報が発表され、かつ、洪水警報が発表された場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・暴風警報・暴風雪警報・大雪警報が発表された場合</li> </ul> </li> <li>○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>・大規模な火災・爆発・事故が発生した場合</li> </ul> </li> <li>○ その他市長が必要と認めたとき。</li> </ul> </td> <td>                     気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制                 </td> <td>                     この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部体制</td> <td>第1非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長が必要と認めたとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で局地的な災害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合</li> <li>・大規模な火災・爆発・事故が発生し、被害が拡大するおそれがある場合</li> </ul> </li> </ul> </td> <td>                     災害への応急対策又は危険箇所の警戒等のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制                 </td> <td>                     災害対策本部関係部職員のおおむね3分の1の人員                 </td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長（本部長）が必要と認めたとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の数地区で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合</li> <li>・極めて大規模な火災・爆発・事故が発生した場合</li> </ul> </li> </ul> </td> <td>                     第1非常配備の体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制                 </td> <td>                     災害対策本部関係部職員のおおむね3分の2の人員                 </td> </tr> </tbody> </table>				体制	配備基準	内容	配備人員	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	災害警戒 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報が発表され、かつ、洪水警報が発表された場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・暴風警報・暴風雪警報・大雪警報が発表された場合</li> </ul> </li> <li>○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>・大規模な火災・爆発・事故が発生した場合</li> </ul> </li> <li>○ その他市長が必要と認めたとき。</li> </ul>	気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備	災害対策本部体制	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長が必要と認めたとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で局地的な災害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合</li> <li>・大規模な火災・爆発・事故が発生し、被害が拡大するおそれがある場合</li> </ul> </li> </ul>	災害への応急対策又は危険箇所の警戒等のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制	災害対策本部関係部職員のおおむね3分の1の人員	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長（本部長）が必要と認めたとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の数地区で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合</li> <li>・極めて大規模な火災・爆発・事故が発生した場合</li> </ul> </li> </ul>	第1非常配備の体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制	災害対策本部関係部職員のおおむね3分の2の人員	本市の防災体制は、次のとおりである。 ■市の防災体制 <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備基準</th> <th>内容</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>災害の発生に備え情報の収集等が必要な場合、各部局長が必要と認めたと</u> <u>き。</u></li> </ul> </td> <td>                     気象情報の発表等により、災害の発生に備え情報の収集等を行うための体制                 </td> <td>                     この体制を必要とする部局で定める配備                 </td> </tr> <tr> <td>災害警戒 配備体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報が発表され、かつ、洪水警報が発表された場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・暴風警報・暴風雪警報・大雪警報が発表された場合</li> </ul> </li> <li>○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>・大規模な火災・爆発・事故が発生した場合</li> </ul> </li> <li>○ その他市長が必要と認めたとき。</li> </ul> </td> <td>                     気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制                 </td> <td>                     この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備                 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部体制</td> <td>第1非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長が必要と認めたとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で局地的な災害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合</li> <li>・大規模な火災・爆発・事故が発生し、被害が拡大するおそれがある場合</li> </ul> </li> </ul> </td> <td>                     災害への応急対策又は危険箇所の警戒等のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制                 </td> <td>                     災害対策本部関係部職員のおおむね3分の1の人員                 </td> </tr> <tr> <td>第2非常配備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長（本部長）が必要と認めたとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の数地区で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合</li> <li>・極めて大規模な火災・爆発・事故が発生した場合</li> </ul> </li> </ul> </td> <td>                     第1非常配備の体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制                 </td> <td>                     災害対策本部関係部職員のおおむね3分の2の人員                 </td> </tr> </tbody> </table>				体制	配備基準	内容	配備人員	準備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>災害の発生に備え情報の収集等が必要な場合、各部局長が必要と認めたと</u> <u>き。</u></li> </ul>	気象情報の発表等により、災害の発生に備え情報の収集等を行うための体制	この体制を必要とする部局で定める配備	災害警戒 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報が発表され、かつ、洪水警報が発表された場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・暴風警報・暴風雪警報・大雪警報が発表された場合</li> </ul> </li> <li>○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>・大規模な火災・爆発・事故が発生した場合</li> </ul> </li> <li>○ その他市長が必要と認めたとき。</li> </ul>	気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備	災害対策本部体制	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長が必要と認めたとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で局地的な災害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合</li> <li>・大規模な火災・爆発・事故が発生し、被害が拡大するおそれがある場合</li> </ul> </li> </ul>	災害への応急対策又は危険箇所の警戒等のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制	災害対策本部関係部職員のおおむね3分の1の人員	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長（本部長）が必要と認めたとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の数地区で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合</li> <li>・極めて大規模な火災・爆発・事故が発生した場合</li> </ul> </li> </ul>	第1非常配備の体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制	災害対策本部関係部職員のおおむね3分の2の人員	(風-21) 旭川市災害警戒配備要綱との整合を図り削除
体制	配備基準	内容	配備人員																																															
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																															
災害警戒 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報が発表され、かつ、洪水警報が発表された場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・暴風警報・暴風雪警報・大雪警報が発表された場合</li> </ul> </li> <li>○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>・大規模な火災・爆発・事故が発生した場合</li> </ul> </li> <li>○ その他市長が必要と認めたとき。</li> </ul>	気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備																																															
災害対策本部体制	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長が必要と認めたとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で局地的な災害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合</li> <li>・大規模な火災・爆発・事故が発生し、被害が拡大するおそれがある場合</li> </ul> </li> </ul>	災害への応急対策又は危険箇所の警戒等のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制	災害対策本部関係部職員のおおむね3分の1の人員																																														
	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長（本部長）が必要と認めたとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の数地区で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合</li> <li>・極めて大規模な火災・爆発・事故が発生した場合</li> </ul> </li> </ul>	第1非常配備の体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制	災害対策本部関係部職員のおおむね3分の2の人員																																														
体制	配備基準	内容	配備人員																																															
準備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>災害の発生に備え情報の収集等が必要な場合、各部局長が必要と認めたと</u> <u>き。</u></li> </ul>	気象情報の発表等により、災害の発生に備え情報の収集等を行うための体制	この体制を必要とする部局で定める配備																																															
災害警戒 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、災害の発生するおそれがあるため警戒が必要なとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大雨警報が発表され、かつ、洪水警報が発表された場合</li> <li>・土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>・暴風警報・暴風雪警報・大雪警報が発表された場合</li> </ul> </li> <li>○ 次の状況において、限定的な災害対策を必要とするとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の一部に極小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</li> <li>・大規模な火災・爆発・事故が発生した場合</li> </ul> </li> <li>○ その他市長が必要と認めたとき。</li> </ul>	気象の状況により災害の発生のおそれがある場合又は限定的な災害対策を必要とする場合の体制	この体制を必要とする部局での配備又は災害対策本部に準じた配備																																															
災害対策本部体制	第1非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長が必要と認めたとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域で局地的な災害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合</li> <li>・大規模な火災・爆発・事故が発生し、被害が拡大するおそれがある場合</li> </ul> </li> </ul>	災害への応急対策又は危険箇所の警戒等のため、各関係部局の必要人員をもって活動に当たり、状況によって第2非常配備に移行できる体制	災害対策本部関係部職員のおおむね3分の1の人員																																														
	第2非常配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長（本部長）が必要と認めたとき。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域の数地区で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれが大きい場合</li> <li>・極めて大規模な火災・爆発・事故が発生した場合</li> </ul> </li> </ul>	第1非常配備の体制を強化し、円滑に応急対策活動に当たり、状況によって第3非常配備に移行できる体制	災害対策本部関係部職員のおおむね3分の2の人員																																														

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新				旧				備考		
	第3 非常 配備	○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長（本部長）が必要と認めたとき。 ・市域の全域に被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合	市の組織及び機能の全てを挙げて応急対策活動に対処する体制	災害対策本部関係部職員の全員		第3 非常 配備	○ 次の状況において、総合的な災害対策を必要とするとき、又は市長（本部長）が必要と認めたとき。 ・市域の全域に被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれ大きい場合	市の組織及び機能の全てを挙げて応急対策活動に対処する体制	災害対策本部関係部職員の全員	(風-22) 文言の修正
第2 <b>情報収集</b>				第2 <b>準備体制</b>						
(略)				(略)						

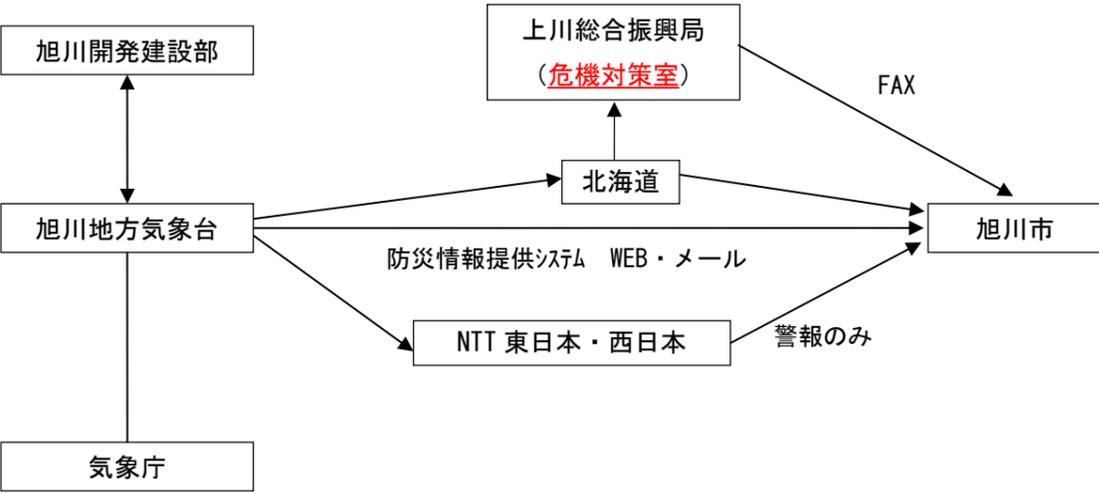
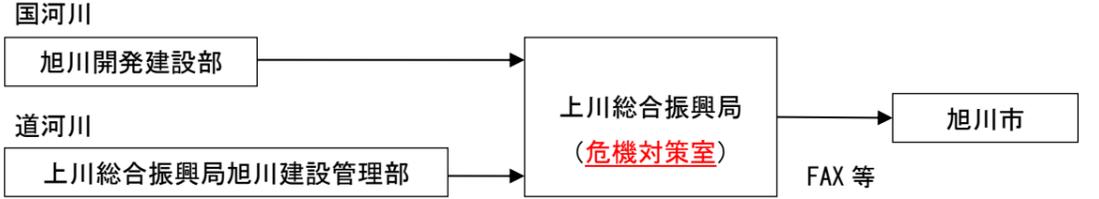
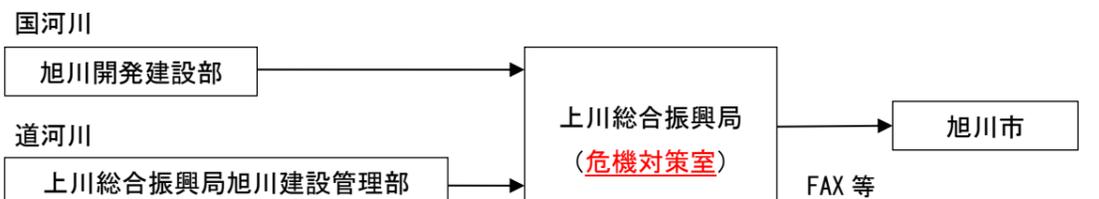
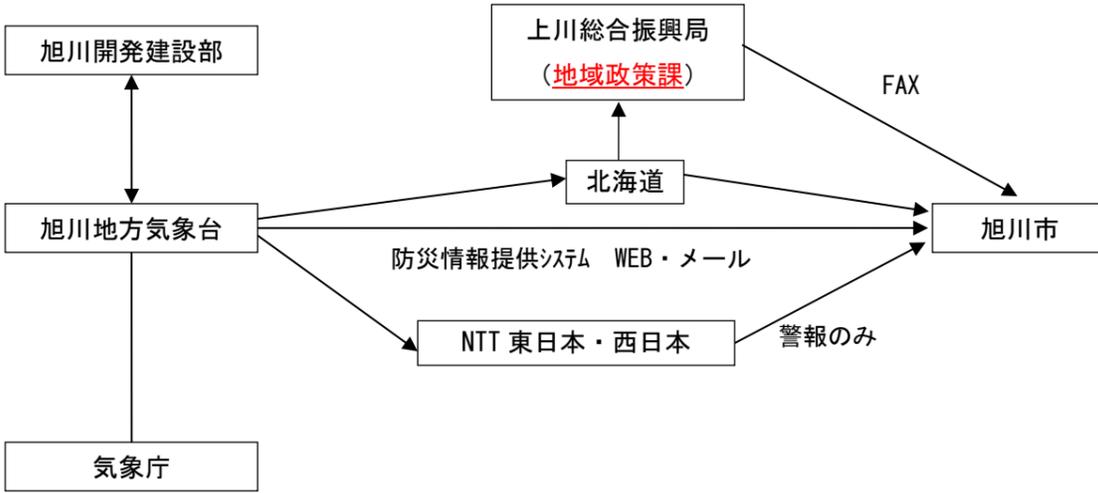
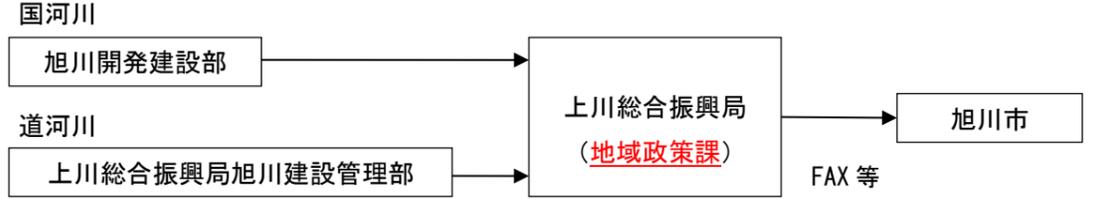
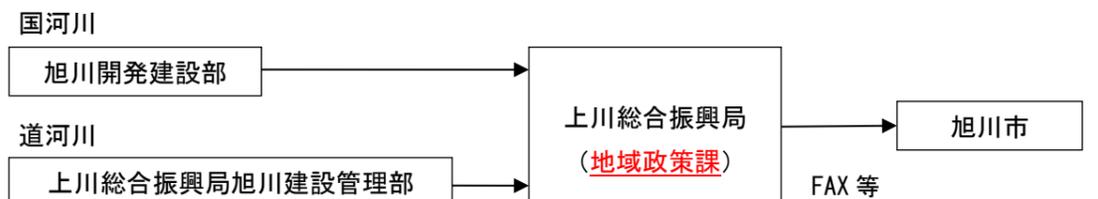
# 旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																																																																												
<p><b>■市災对本部の組織図</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>本部会議</b></p> <p style="text-align: center;">本部長（市長）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">副本部長（副市長）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">本部員</p> <p style="text-align: center;">常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 部長職 会計管理者</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>本部事務局</b></p> <p style="text-align: center;"><b>総括部(防災安全部)</b></p> <p style="text-align: center;">防災班(防災課), 交通防犯班(交通防犯課)</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>総務部(総務部)</b></p> <p style="text-align: center;">総務班(総務課), 庁舎・車両・物資班(管財課, 庁舎建設課, 契約課, 工事検査課), 要員支援班(人事課, 職員厚生課)</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>情報管理部(行財政改革推進部)</b></p> <p style="text-align: center;">第1情報管理班(行政改革課), 第2情報管理班(情報政策課), 第3情報管理班(公共施設マネジメント課)</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>受援・広報部(総合政策部)</b></p> <p style="text-align: center;">第1受援班(政策調整課), 第2受援班(財政課, 公立大学課), 秘書班(秘書課), 広報班(広報広聴課), <u>都市交流班(都市交流課)</u></p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>特命部</b></p> <p style="text-align: center;">第1特命班(議会事務局), 第2特命班(農業委員会事務局), 第3特命班(選挙管理委員会事務局), 第4特命班(監査事務局), 第5特命班(いじめ防止対策推進部), 第6特命班(女性活躍推進部)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">各部</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域振興部 (地域振興部)</td> <td>地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), <u>交通空港班(交通空港課)</u></td> </tr> <tr> <td>調査部 (税務部)</td> <td>調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)</td> </tr> <tr> <td>避難部 (市民生活部)</td> <td>第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 地域活動推進班(地域活動推進課), 支所班(各支所)</td> </tr> <tr> <td>環境清掃部 (環境部)</td> <td>環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)</td> </tr> <tr> <td>援護部 (福祉保険部)</td> <td>第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)</td> </tr> <tr> <td>保健部 (保健所)</td> <td>第1保健班(保健総務課), 第2保健班(<u>保健予防課</u>), 第3保健班(<u>健康推進課</u>), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)</td> </tr> <tr> <td>子育て支援部 (子育て支援部)</td> <td>子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)</td> </tr> <tr> <td>観光支援部 (観光スポーツ部)</td> <td>観光支援班(観光課), 物資管理班(<u>スポーツ推進課</u>, <u>スポーツ施設整備課</u>)</td> </tr> <tr> <td>食料物資部 (経済部)</td> <td>第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園</td> </tr> <tr> <td>農政部 (農政部)</td> <td>農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター</td> </tr> <tr> <td>建築部 (建築部)</td> <td>住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)</td> </tr> <tr> <td>土木部 (土木部)</td> <td>第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)</td> </tr> <tr> <td>医療部 (市立旭川病院事務局)</td> <td>医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)</td> </tr> <tr> <td>消防部 (消防本部)</td> <td>消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)</td> </tr> <tr> <td>第1教育部 (学校教育部)</td> <td>第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教職員課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)</td> </tr> <tr> <td>第2教育部 (社会教育部)</td> <td>第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)</td> </tr> <tr> <td>水道部 (上下水道部)</td> <td>水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)</td> </tr> <tr> <td>会計部</td> <td>会計班(会計課)</td> </tr> </tbody> </table>	各部	内容	地域振興部 (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), <u>交通空港班(交通空港課)</u>	調査部 (税務部)	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)	避難部 (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 地域活動推進班(地域活動推進課), 支所班(各支所)	環境清掃部 (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	援護部 (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)	保健部 (保健所)	第1保健班(保健総務課), 第2保健班( <u>保健予防課</u> ), 第3保健班( <u>健康推進課</u> ), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)	子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	観光支援部 (観光スポーツ部)	観光支援班(観光課), 物資管理班( <u>スポーツ推進課</u> , <u>スポーツ施設整備課</u> )	食料物資部 (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園	農政部 (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター	建築部 (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)	土木部 (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)	医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)	消防部 (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)	第1教育部 (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教職員課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)	第2教育部 (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)	水道部 (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)	会計部	会計班(会計課)	<p><b>■市災对本部の組織図</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>本部会議</b></p> <p style="text-align: center;">本部長（市長）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">副本部長（副市長）</p> <hr/> <p style="text-align: center;">本部員</p> <p style="text-align: center;">常勤監査委員 水道事業管理者 病院事業管理者 教育長 部長職 会計管理者</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>本部事務局</b></p> <p style="text-align: center;"><b>総括部(防災安全部)</b></p> <p style="text-align: center;">防災班(防災課), 交通防犯班(交通防犯課)</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>総務部(総務部)</b></p> <p style="text-align: center;">総務班(総務課), 庁舎・車両・物資班(管財課, 庁舎建設課, 契約課, 工事検査課), 要員支援班(人事課, 職員厚生課)</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>情報管理部(行財政改革推進部)</b></p> <p style="text-align: center;">第1情報管理班(行政改革課), 第2情報管理班(情報政策課), 第3情報管理班(公共施設マネジメント課)</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>受援・広報部(総合政策部)</b></p> <p style="text-align: center;">第1受援班(政策調整課), 第2受援班(財政課, 公立大学課), 秘書班(秘書課), 広報班(広報広聴課)</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>—観光支援部(観光スポーツ交流部) 都市交流班(都市交流課)</b></p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>特命部</b></p> <p style="text-align: center;">第1特命班(議会事務局), 第2特命班(農業委員会事務局), 第3(選挙管理委員会事務局), 第4特命班(監査事務局), 第5特命班(いじめ防止対策推進部), 第6特命班(女性活躍推進部)</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">各部</th> <th style="width: 85%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域振興部 (地域振興部)</td> <td>地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), <u>空港整備班(空港政策課)</u></td> </tr> <tr> <td>調査部 (税務部)</td> <td>調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)</td> </tr> <tr> <td>避難部 (市民生活部)</td> <td>第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 地域活動推進班(地域活動推進課), 支所班(各支所)</td> </tr> <tr> <td>環境清掃部 (環境部)</td> <td>環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)</td> </tr> <tr> <td>援護部 (福祉保険部)</td> <td>第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)</td> </tr> <tr> <td>保健部 (保健所)</td> <td>第1保健班(保健総務課), 第2保健班(<u>健康推進課</u>), 第3保健班(<u>保健指導課</u>), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)</td> </tr> <tr> <td>子育て支援部 (子育て支援部)</td> <td>子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)</td> </tr> <tr> <td>観光支援部 (観光スポーツ交流部)</td> <td>観光支援班(観光課), 物資管理班(<u>スポーツ課</u>), <u>都市交流班(都市交流課)</u></td> </tr> <tr> <td>食料物資部 (経済部)</td> <td>第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園</td> </tr> <tr> <td>農政部 (農政部)</td> <td>農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター</td> </tr> <tr> <td>建築部 (建築部)</td> <td>住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)</td> </tr> <tr> <td>土木部 (土木部)</td> <td>第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)</td> </tr> <tr> <td>医療部 (市立旭川病院事務局)</td> <td>医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)</td> </tr> <tr> <td>消防部 (消防本部)</td> <td>消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)</td> </tr> <tr> <td>第1教育部 (学校教育部)</td> <td>第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教職員課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)</td> </tr> <tr> <td>第2教育部 (社会教育部)</td> <td>第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)</td> </tr> <tr> <td>水道部 (上下水道部)</td> <td>水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)</td> </tr> <tr> <td>会計部</td> <td>会計班(会計課)</td> </tr> </tbody> </table>	各部	内容	地域振興部 (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), <u>空港整備班(空港政策課)</u>	調査部 (税務部)	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)	避難部 (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 地域活動推進班(地域活動推進課), 支所班(各支所)	環境清掃部 (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)	援護部 (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)	保健部 (保健所)	第1保健班(保健総務課), 第2保健班( <u>健康推進課</u> ), 第3保健班( <u>保健指導課</u> ), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)	子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)	観光支援部 (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班( <u>スポーツ課</u> ), <u>都市交流班(都市交流課)</u>	食料物資部 (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園	農政部 (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター	建築部 (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)	土木部 (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)	医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)	消防部 (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)	第1教育部 (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教職員課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)	第2教育部 (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)	水道部 (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)	会計部	会計班(会計課)	<p>(風-28) 組織変更に伴う修正</p>
各部	内容																																																																													
地域振興部 (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), <u>交通空港班(交通空港課)</u>																																																																													
調査部 (税務部)	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)																																																																													
避難部 (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 地域活動推進班(地域活動推進課), 支所班(各支所)																																																																													
環境清掃部 (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)																																																																													
援護部 (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)																																																																													
保健部 (保健所)	第1保健班(保健総務課), 第2保健班( <u>保健予防課</u> ), 第3保健班( <u>健康推進課</u> ), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)																																																																													
子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)																																																																													
観光支援部 (観光スポーツ部)	観光支援班(観光課), 物資管理班( <u>スポーツ推進課</u> , <u>スポーツ施設整備課</u> )																																																																													
食料物資部 (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園																																																																													
農政部 (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター																																																																													
建築部 (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)																																																																													
土木部 (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)																																																																													
医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)																																																																													
消防部 (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)																																																																													
第1教育部 (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教職員課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)																																																																													
第2教育部 (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)																																																																													
水道部 (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)																																																																													
会計部	会計班(会計課)																																																																													
各部	内容																																																																													
地域振興部 (地域振興部)	地域振興班(地域振興課), 都市計画班(都市計画課), <u>空港整備班(空港政策課)</u>																																																																													
調査部 (税務部)	調査庶務班(税制課), 第1調査班(市民税課), 第2調査班(資産税課), 第3調査班(納税管理課), 第4調査班(納税推進課)																																																																													
避難部 (市民生活部)	第1避難班(市民生活課), 第2避難班(市民課), 地域活動推進班(地域活動推進課), 支所班(各支所)																																																																													
環境清掃部 (環境部)	環境庶務班, ごみ収集班, ごみ処理班(環境総務課, 廃棄物政策課, 清掃施設整備課, 廃棄物処理課, 環境指導課, クリーンセンター)																																																																													
援護部 (福祉保険部)	第1援護班(福祉保険課), 第2援護班(長寿社会課, 介護保険課), 第3援護班(障害福祉課), 第4援護班(国民健康保険課), 第5援護班(指導監査課), 第6援護班(生活支援課), 第7援護班(保護第1課), 第8援護班(保護第2課), 第9援護班(保護第3課)																																																																													
保健部 (保健所)	第1保健班(保健総務課), 第2保健班( <u>健康推進課</u> ), 第3保健班( <u>保健指導課</u> ), 第4保健班(衛生検査課, 動物愛護センター) 第5保健班(食肉衛生検査所)																																																																													
子育て支援部 (子育て支援部)	子育て支援班(子育て支援課, 子育て助成課, こども育成課, おやこ応援課, 子ども総合相談センター, 愛育センター)																																																																													
観光支援部 (観光スポーツ交流部)	観光支援班(観光課), 物資管理班( <u>スポーツ課</u> ), <u>都市交流班(都市交流課)</u>																																																																													
食料物資部 (経済部)	第1食料物資班(経済総務課, 経済交流課), 第2食料物資班(産業振興課, 企業立地課, 工芸センター), 工芸技術センター, 旭山動物園																																																																													
農政部 (農政部)	農政班(農政課), 農業振興班(農業振興課), 農林整備班(農林整備課), 農業センター																																																																													
建築部 (建築部)	住宅班(建築総務課, 市営住宅課), 建築調査班(建築指導課), 建築班(公共建築課, 設備課)																																																																													
土木部 (土木部)	第1土木班(土木総務課), 第2土木班(土木管理課), 第3土木班(用地課), 第4土木班(土木建設課), 第5土木班(公園みどり課), 第6土木班(雪対策課, 土木事業所)																																																																													
医療部 (市立旭川病院事務局)	医療庶務班(経営管理課), 医事班(医事課, 薬剤科, 臨床器材科), 医療班(医局, 看護部 他)																																																																													
消防部 (消防本部)	消防庶務班(総務課), 予防指導班(予防指導課), 警防班(警防課), 指令班(指令課), 市民安心班(市民安心課), 南消防班(南消防署), 北消防班(北消防署), 消防特命班(上川消防署, 鷹栖消防署)																																																																													
第1教育部 (学校教育部)	第1教育班(教育政策課, 学校施設課), 第2教育班(学務課, 教職員課, 教育指導課), 第3教育班(学校保健課)																																																																													
第2教育部 (社会教育部)	第4教育班(社会教育課), 第5教育班(文化振興課), 第6教育班(公民館事業課), 第7教育班(中央図書館), 第8教育班(科学館), 第9教育班(博物館)																																																																													
水道部 (上下水道部)	水道総務班(総務課), 連絡調達班(経営企画課), 現地広報・給水班(管路管理課), 配水調整班(管路管理課, 水道施設課), 水源班(浄水課), 下水道班(管路管理課, 下水道施設課), 処理場班(下水処理センター), 市民対応班(料金課)																																																																													
会計部	会計班(会計課)																																																																													

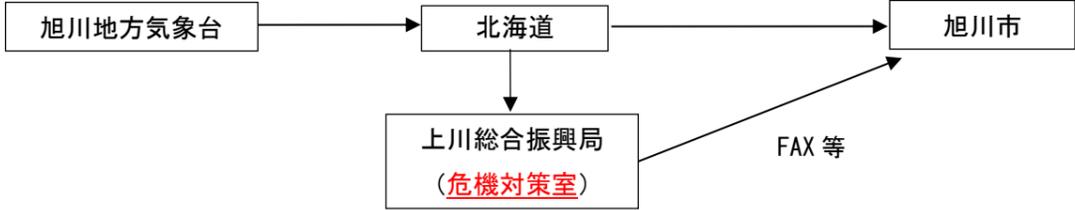
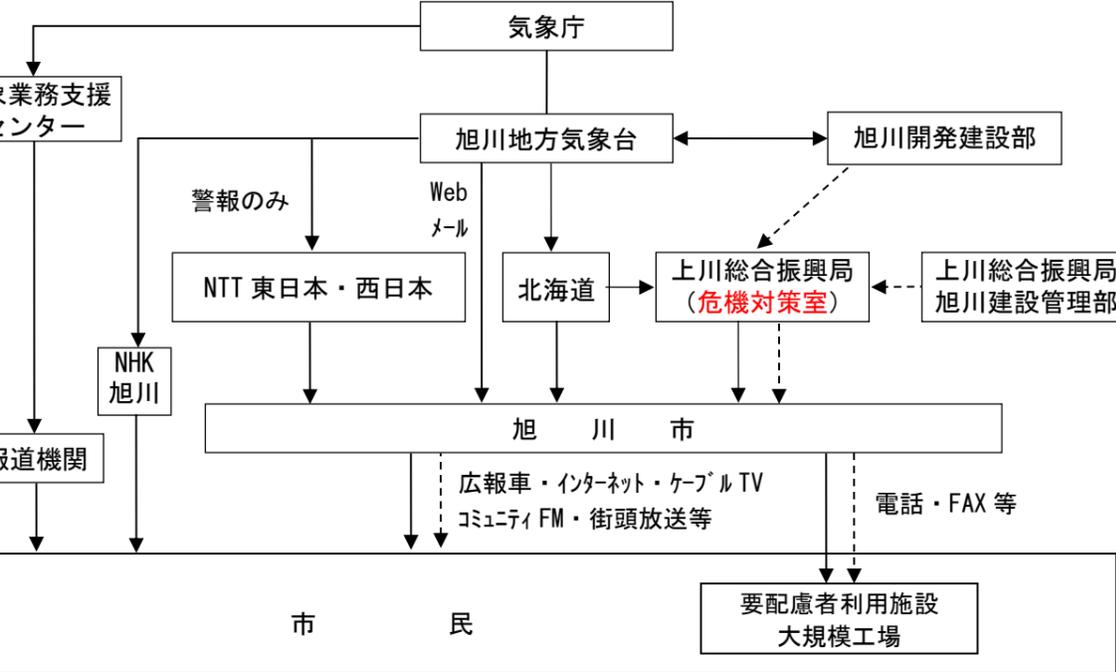
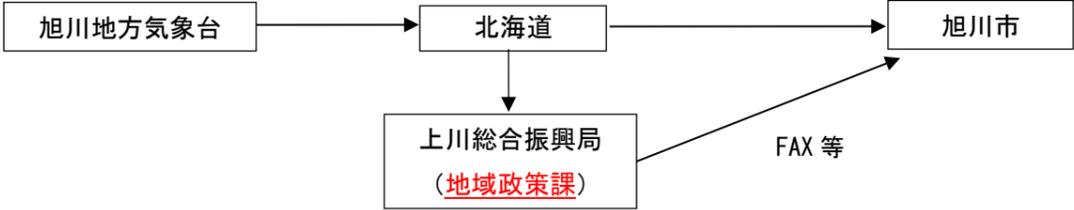
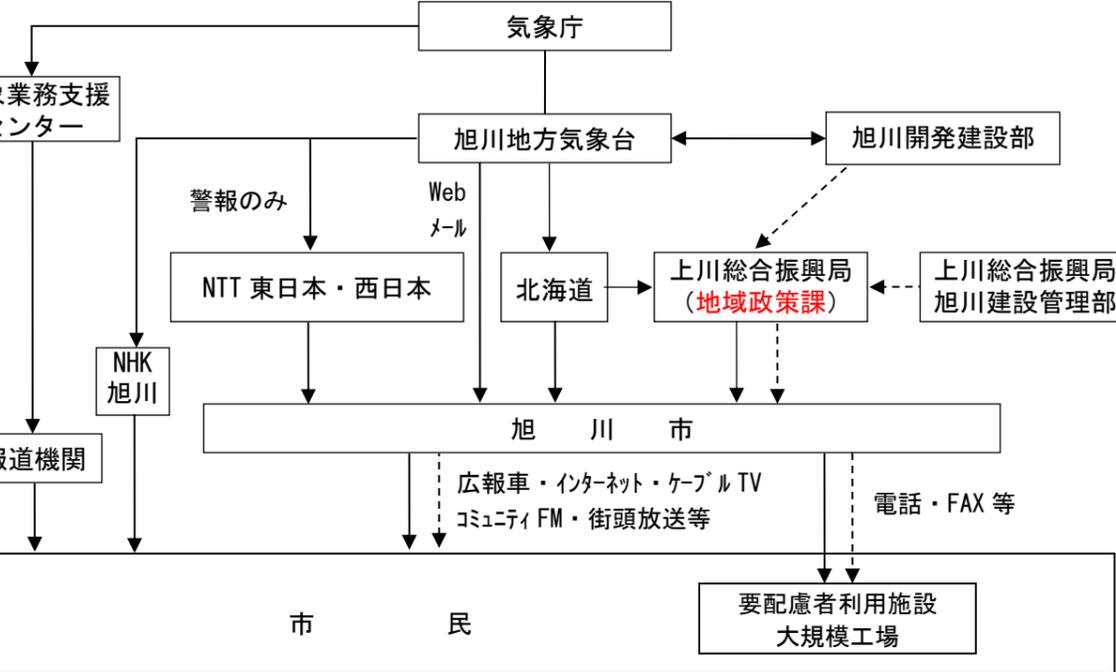
旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
■災害対策の事務分掌			■災害対策の事務分掌			
(略)			(略)			
受援・広報部 (総合政策部)	第1受援班 (政策調整課)	1 部内の総括に関する事。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事。	受援・広報部 (総合政策部)	第1受援班 (政策調整課)	1 部内の総括に関する事。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事。	(風-29) 組織変更に伴う修正
	第2受援班 (財政課, 公立大学課)	1 災害に係る財政に関する事。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事。		第2受援班 (財政課, 公立大学課)	1 災害に係る財政に関する事。 2 自衛隊及び他自治体等の応援隊の受入れに関する事。	
	秘書班 (秘書課)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害見舞者及び視察者の接待に関する事。		秘書班 (秘書課)	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2 災害見舞者及び視察者の接待に関する事。	
	広報班 (広報広聴課)	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 市民広報に関する事。		広報班 (広報広聴課)	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 市民広報に関する事。	
	<u>都市交流班</u> (都市交流課)	<u>1 外国人への情報提供及び相談に関する事。</u> <u>2 市民広報に関する事。</u>		<u>(新規)</u>	<u>(新規)</u>	
(略)			(略)			
地域振興部 (地域振興部)	地域振興班 (地域振興課)	1 部内の総括に関する事。 2 部内各班の調整に関する事。	地域振興部 (地域振興部)	地域振興班 (地域振興課)	1 部内の総括に関する事。 2 部内各班の調整に関する事。	(風-30) 組織変更に伴う修正
	都市計画班 (都市計画課)	1 危険区域の巡視に関する事。 2 被災宅地の危険度判定に関する事。		都市計画班 (都市計画課)	1 危険区域の巡視に関する事。 2 被災宅地の危険度判定に関する事。	
	<u>交通空港班</u> (交通空港課)	1 空港の被害調査及び応急対策に関する事。		<u>空港整備班</u> (空港政策課)	1 空港の被害調査及び応急対策に関する事。	
(略)			(略)			
保健部 (保健所)	第1保健班 (保健総務課)	1 部内の総括に関する事。 2 被災者の医療対策の総括に関する事。 3 旭川市医師会, 旭川歯科医師会 <u>及び旭川薬剤師会</u> との連絡調整に関する事。 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事。	保健部 (保健所)	第1保健班 (保健総務課)	1 部内の総括に関する事。 2 被災者の医療対策の総括に関する事。 3 旭川市医師会 <u>及び旭川歯科医師会</u> との連絡調整に関する事。 4 被災地の医薬品, 衛生材料等の需給に関する事。	(風-31) 災害時協定締結に伴う修正
	第2保健班 ( <u>健康予防課</u> )	1 被災者の健康保持に関する事。 2 所管する要配慮者の保健に関する事。		第2保健班 ( <u>健康推進課</u> )	1 被災者の健康保持に関する事。 2 所管する要配慮者の保健に関する事。	
	第3保健班 ( <u>健康推進課</u> )	1 被災者の健康保持に関する事。 <u>2 所管する要配慮者の保健に関する事。</u>		第3保健班 ( <u>保健指導課</u> )	1 被災者の健康保持に関する事。 <u>(新規)</u>	
	第4保健班 (衛生検査課, 動物愛護センター)	1 被災地の防疫に関する事。 2 ペット対策に関する事。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事。		第4保健班 (衛生検査課, 動物愛護センター)	1 被災地の防疫に関する事。 2 ペット対策に関する事。 3 被災地の環境衛生保持及び食品衛生保持に関する事。	
	第5保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関する事。		第5保健班 (食肉衛生検査所)	1 施設の被災調査及び応急対策に関する事。	
(略)			(略)			
観光支援部 ( <u>観光スポーツ部</u> )	観光支援班 (観光課)	1 部内の総括に関する事。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関する事。 3 物資保管センターの確保及び運営に関する事。	観光支援部 ( <u>観光スポーツ交流部</u> )	観光支援班 (観光課)	1 部内の総括に関する事。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関する事。 3 物資保管センターの確保及び運営に関する事。	(風-32) 組織変更に伴う修正
	物資管理班 ( <u>スポーツ推進課, スポーツ施設整備課</u> )	1 物資保管センターの確保及び運営に関する事。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関する事。		物資管理班 ( <u>スポーツ課</u> )	1 物資保管センターの確保及び運営に関する事。 2 観光客の安否確認及び安全確保に関する事。	
(略)			(略)			
(略)			(略)			
(略)			(略)			
(略)			(略)			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害関連情報の収集・伝達</p>	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害関連情報の収集・伝達</p>	
<p>(略)</p> <p>2 気象情報等の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>■洪水予報（指定河川洪水予報）の伝達経路</p>  <p>■水位情報（水位周知河川）の伝達経路</p>  <p>■水防警報の伝達経路</p> 	<p>(略)</p> <p>2 気象情報等の収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>■洪水予報（指定河川洪水予報）の伝達経路</p>  <p>■水位情報（水位周知河川）の伝達経路</p>  <p>■水防警報の伝達経路</p> 	<p>(風-40) 道の組織変更に伴う修正</p>

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>■火災気象通報の伝達経路</p>  <p>■浸水想定区域への伝達経路（指定河川洪水予報・水位情報）</p>  <p>——— 指定河川洪水予報 ----- 水位情報</p>	<p>■火災気象通報の伝達経路</p>  <p>■浸水想定区域への伝達経路（指定河川洪水予報・水位情報）</p>  <p>——— 指定河川洪水予報 ----- 水位情報</p>	<p>(風-40) 道の組織変更に伴う修正</p> <p>(風-41) 道の組織変更に伴う修正</p>

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>■土砂災害警戒区域への伝達経路（土砂災害に関する情報）</p>	<p>■土砂災害警戒区域への伝達経路（土砂災害に関する情報）</p>	<p>(風-41) 道の組織変更に伴う修正</p>
<p>■特別警報等の伝達経路</p>	<p>■特別警報等の伝達経路</p>	<p>(風-42) 道の組織変更に伴う修正</p>
<p>第2 被害情報の収集・調査・報告</p> <p>1 災害情報等の収集・整理 (略)</p>	<p>第2 被害情報の収集・調査・報告</p> <p>1 災害情報等の収集・整理 (略)</p>	



旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新			旧			備考
	5 医療体制の確立	第1保健班, 消防部, 防災班		5 医療体制の確立	第1保健班, 消防部, 防災班	(風-56) 組織変更に伴う修正
第2 被災者等への医療	1 避難所での医療活動	第1~3保健班, 医療部, 医師会, 歯科医師会, <u>薬剤師会等</u>	第2 被災者等への医療	1 避難所での医療活動	第1保健班, 第3保健班, 医療部, 医師会, 歯科医師会 _____	
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		2 <u>心の医療活動</u>	第2保健班	
	2 医療情報の提供	第1保健班		3 医療情報の提供	第1保健班	
	3 人工透析患者等への対応	第1保健班, 医療部, 医師会		4 人工透析患者等への対応	第1保健班, 医療部, 医師会	
第1 応急医療活動			第1 応急医療活動			(風-56) 災害時協定締結に伴う修正
(略)			(略)			
第1保健班は, 医師会, <u>歯科医師会及び薬剤師会</u> との連携の下に, 市内の医療施設について, 情報を収集し, 重症者を収容する医療施設を確保するとともに, 避難所の開設状況等, 医療体制の確立に必要な情報の提供に努める。			第1保健班は, 医師会 <u>及び</u> 歯科医師会 _____との連携の下に, 市内の医療施設について, 情報を収集し, 重症者を収容する医療施設を確保するとともに, 避難所の開設状況等, 医療体制の確立に必要な情報の提供に努める。			
第2 被災者等への医療			第2 被災者等への医療			(風-56) 組織変更に伴う修正
(略)			(略)			
第2, 3保健班は, 救護センターに保健師等を配置し, 被災者の健康管理に当たる。			第 _____ 3保健班は, 救護センターに保健師等を配置し, 被災者の健康管理に当たる。			
(略)			(略)			
第8節 避難			第8節 避難			(風-56) 組織変更に伴う修正
(略)			(略)			
第1 避難活動			第1 避難活動			
(略)			(略)			

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考																
<p>(6) 避難情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>■避難情報の伝達経路</p> <p>(略)</p> <p>第3 避難所の運営</p>	<p>(6) 避難情報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>■避難情報の伝達経路</p> <p>(略)</p> <p>第3 避難所の運営</p>	<p>(風-62) 道の組織変更に伴う修正</p>																
<p>浸水や土砂災害により家屋等が被災し、避難生活が長期化する場合は、避難者による自主的な運営組織を確立し避難所を運営する。</p> <p>なお、運営に当たっては、<u>要配慮者、女性、子供、性的マイノリティの方等の意見が十分に反映されるよう多様なニーズに配慮する。</u></p> <p>対策の内容は、震災対策編 第2章 第7節 第3「避難所の運営」に準拠する。</p> <p>(略)</p> <p>事故災害対策編</p> <p>第1節 事故災害に対する体制</p> <p>(略)</p> <p>第2 <b>災害応急</b>体制の確立</p>	<p>浸水や土砂災害により家屋等が被災し、避難生活が長期化する場合は、避難者による自主的な運営組織を確立し避難所を運営する。</p> <p>なお、運営に当たっては、<u>女性の意見が十分に反映されるよう配慮する。</u></p> <p>対策の内容は、震災対策編 第2章 第7節 第3「避難所の運営」に準拠する。</p> <p>(略)</p> <p>事故災害対策編</p> <p>第1節 事故災害に対する体制</p> <p>(略)</p> <p>第2 <b>防災</b>体制の確立</p>	<p>(風-65) 要配慮者等文言の修正</p>																
<p>1 <b>災害応急</b>体制の確立</p> <p>本市の<b>災害応急</b>体制は、次のとおりである。</p> <p>■市の<b>災害応急</b>体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備基準</th> <th>内容</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備基準	内容	配備人員	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<p>1 <b>防災</b>体制の確立</p> <p>本市の<b>防災</b>体制は、次のとおりである。</p> <p>■市の<b>防災</b>体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備基準</th> <th>内容</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>準備体制</u></td> <td><u>○ 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、情報の収集が必</u></td> <td><u>災害が発生し、又は発生するおそれがあり、情報の収集等</u></td> <td><u>この体制を必要とする部局</u></td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備基準	内容	配備人員	<u>準備体制</u>	<u>○ 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、情報の収集が必</u>	<u>災害が発生し、又は発生するおそれがあり、情報の収集等</u>	<u>この体制を必要とする部局</u>	<p>(事-1) 文言の修正</p>
体制	配備基準	内容	配備人員															
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>															
体制	配備基準	内容	配備人員															
<u>準備体制</u>	<u>○ 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、情報の収集が必</u>	<u>災害が発生し、又は発生するおそれがあり、情報の収集等</u>	<u>この体制を必要とする部局</u>															

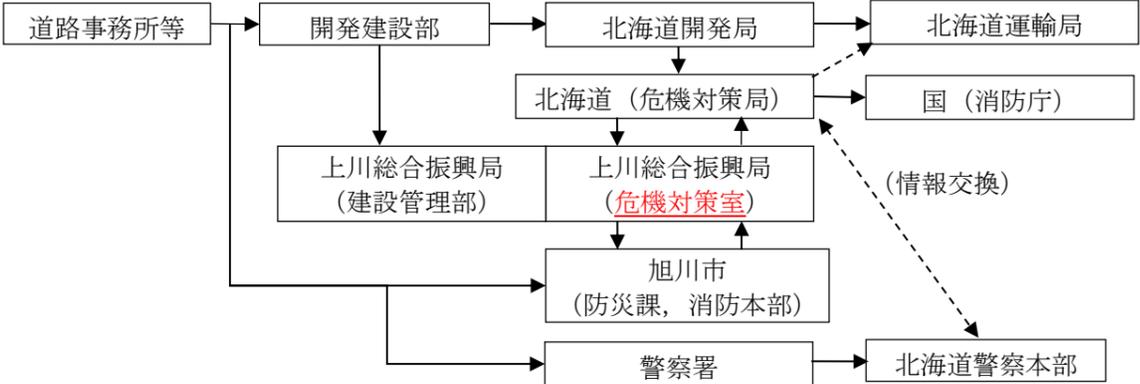
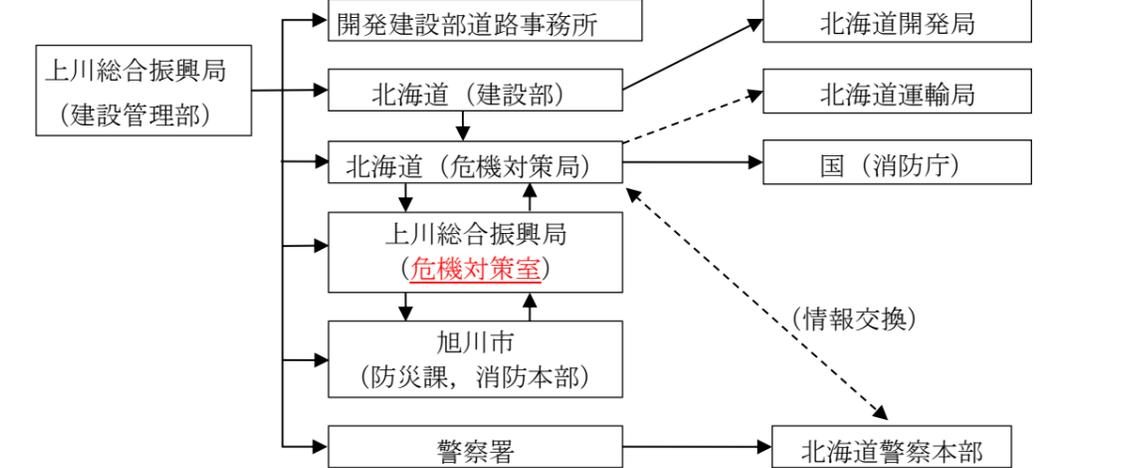
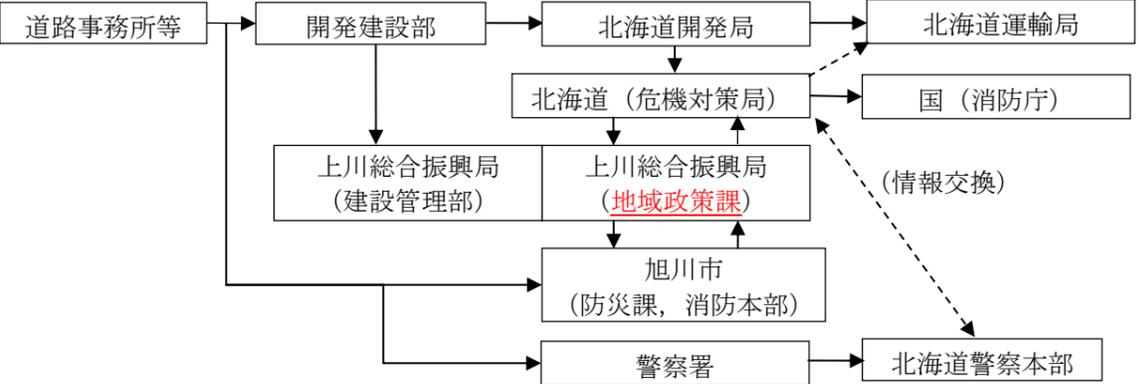
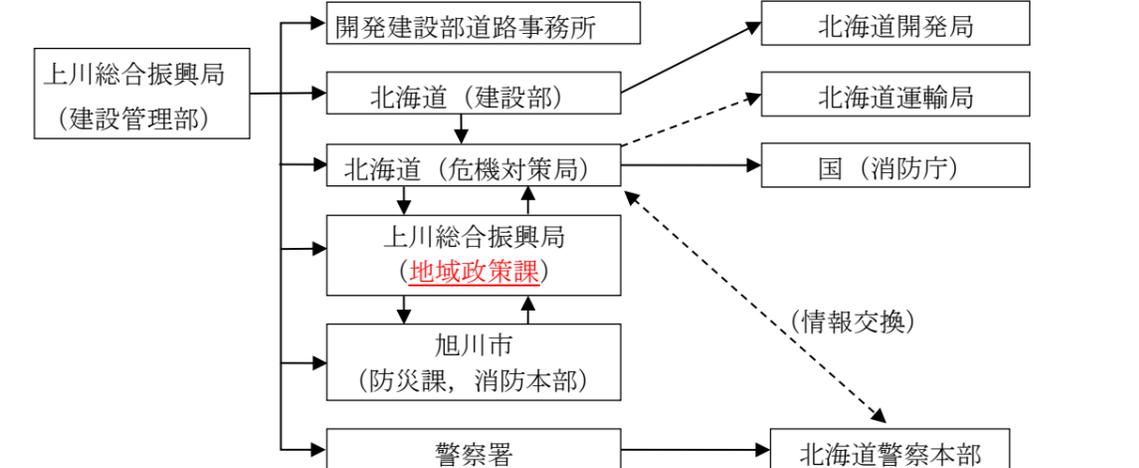
旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(略)</p> <p>2 <b>情報収集</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 航空災害対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 災害応急対策計画</b></p>	<p>要な場合で、各部局長が必要と認めたとき。</p> <p>を行うための体制</p> <p>で定める配備</p> <p>(略)</p> <p>2 <b>準備体制</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 航空災害対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 災害応急対策計画</b></p>	<p>(事-2) 文言の修正</p>
<p>1 <b>災害応急体制</b></p> <p>市長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて<b>災害応急</b>体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>2 <b>情報収集・伝達</b></p> <p>(1) 連絡系統</p> <p>(略)</p> <p>■連絡系統（旭川空港区域内及びその周辺で発生した場合）</p>	<p>1 <b>応急活動体制</b></p> <p>市長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて<b>応急活動</b>体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>2 <b>情報収集・伝達</b></p> <p>(1) 連絡系統</p> <p>(略)</p> <p>■連絡系統（旭川空港区域内及びその周辺で発生した場合）</p>	<p>(事-4) 文言の修正</p> <p>(事-5) 道の組織変更に伴う修正</p>

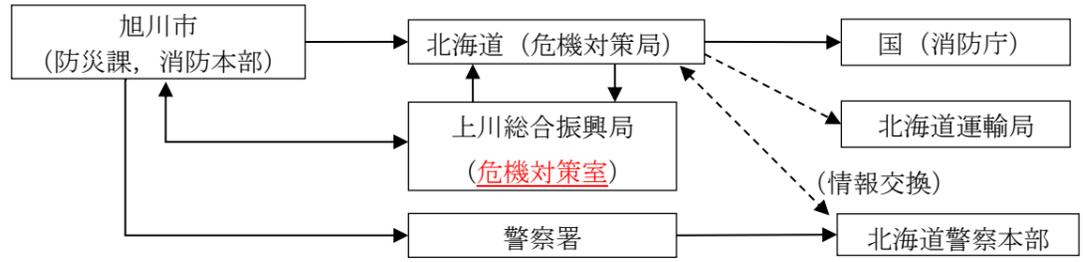
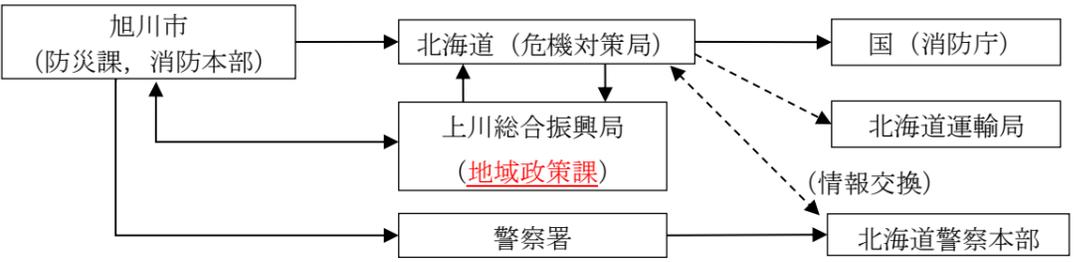
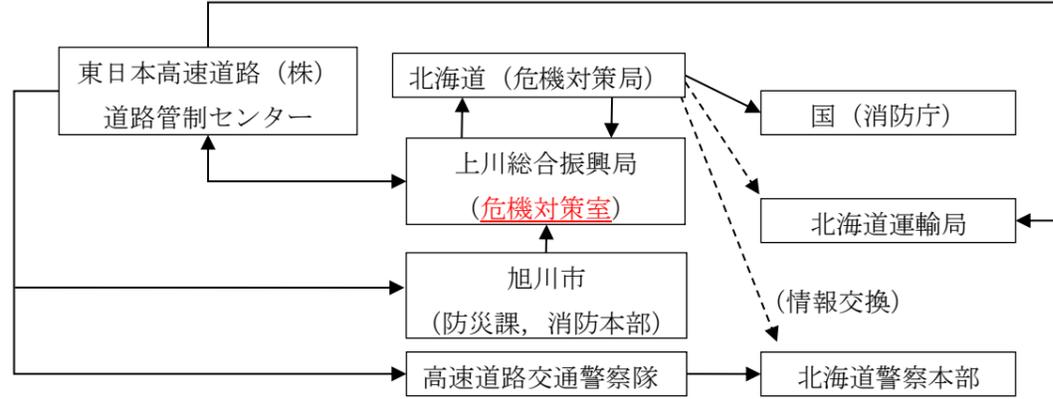
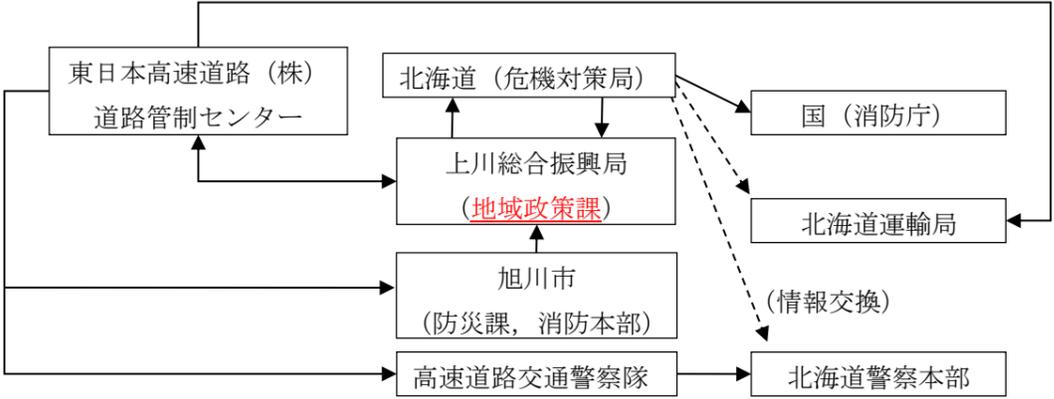
旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>■連絡系統（本市行政区域内で発生した場合）</p> <p>(略)</p> <p><b>第3節 鉄道災害対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 災害応急対策計画</b></p>	<p>■連絡系統（本市行政区域内で発生した場合）</p> <p>(略)</p> <p><b>第3節 鉄道災害対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 災害応急対策計画</b></p>	<p>(事-5) 市・道の組織変更に伴う修正</p>
<p><b>1 災害応急体制</b> 市長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて<b>災害応急</b>体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p><b>2 情報収集・伝達</b> (1) 連絡系統</p> <p>(略)</p> <p>■連絡系統</p> <p>(略)</p> <p><b>第4節 道路災害対策</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>1 応急活動体制</b> 市長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて<b>応急活動</b>体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p><b>2 情報収集・伝達</b> (1) 連絡系統</p> <p>(略)</p> <p>■連絡系統</p> <p>(略)</p> <p><b>第4節 道路災害対策</b></p> <p>(略)</p>	<p>(事-9) 文言の修正</p> <p>(事-9) 道の組織変更に伴う修正</p>

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>第3 災害応急対策計画</b></p> <p><b>1 災害応急体制</b> 市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて<b>災害応急</b>体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p><b>2 情報収集・伝達</b> (1) 連絡系統 (略)</p> <p>■連絡系統（国道で発生した場合）</p>  <p>■連絡系統（道道で発生した場合）</p> 	<p><b>第3 災害応急対策計画</b></p> <p><b>1 応急活動体制</b> 市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて<b>応急活動</b>体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p><b>2 情報収集・伝達</b> (1) 連絡系統 (略)</p> <p>■連絡系統（国道で発生した場合）</p>  <p>■連絡系統（道道で発生した場合）</p> 	<p>(事-13) 文言の修正</p> <p>(事-13) 道の組織変更に伴う修正</p> <p>(事-13) 道の組織変更に伴う修正</p>

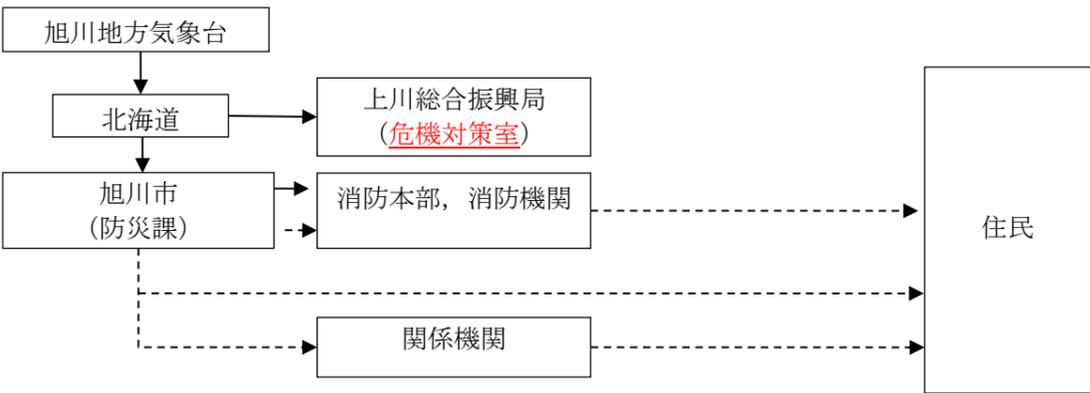
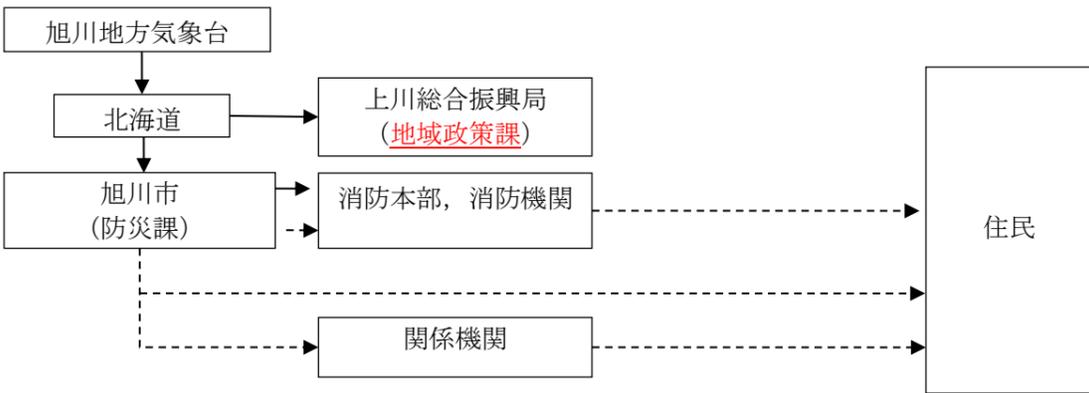
旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>■連絡系統（市道で発生した場合）</p>  <p>(略)</p> <p>第5 高速自動車国道事故等対策</p>	<p>■連絡系統（市道で発生した場合）</p>  <p>(略)</p> <p>第5 高速自動車国道事故等対策</p>	<p>(事-14) 道の組織変更に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p>1 情報収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>■連絡系統（高速自動車国道で発生した場合）</p>  <p>(略)</p> <p>第5節 危険物等災害対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害応急対策計画</p>	<p>(略)</p> <p>1 情報収集・伝達</p> <p>(略)</p> <p>■連絡系統（高速自動車国道で発生した場合）</p>  <p>(略)</p> <p>第5節 危険物等災害対策</p> <p>(略)</p> <p>第3 災害応急対策計画</p>	<p>(事-16) 道の組織変更に伴う修正</p>
<p>1 災害応急体制</p> <p>市長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて災害応急体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>2 情報収集・伝達</p>	<p>1 応急活動体制</p> <p>市長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>2 情報収集・伝達</p>	<p>(事-18) 文言の修正</p>

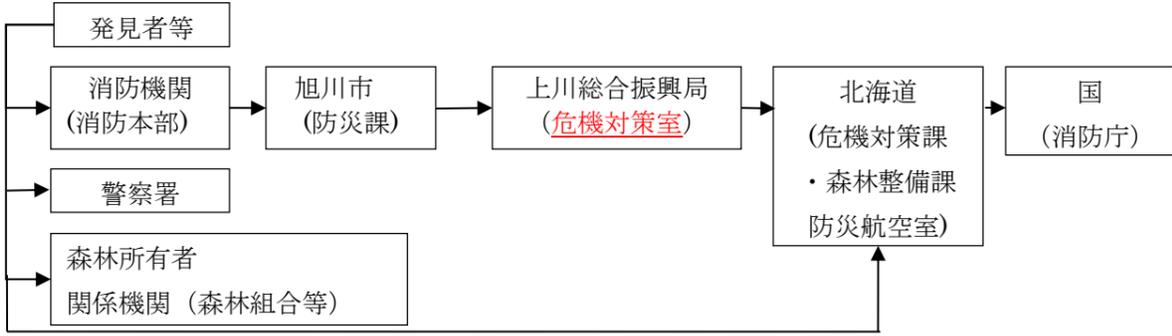
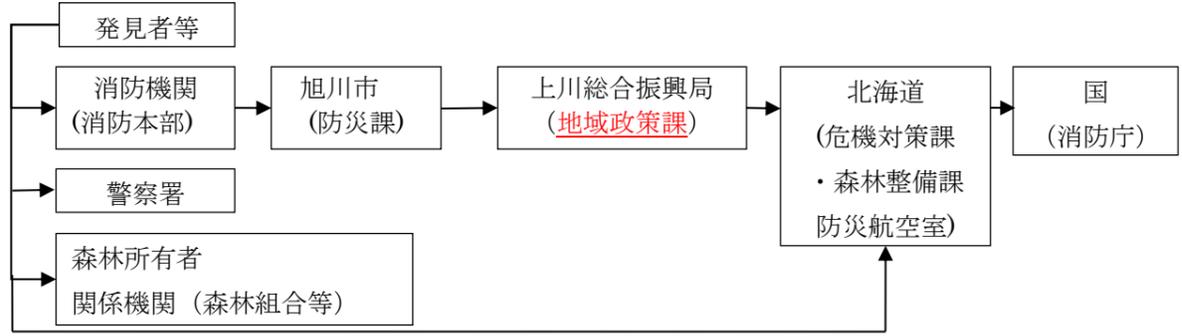
旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>(1) 連絡系統</p> <p>(略)</p> <p>■連絡系統</p> <p>(略)</p> <p><b>第6節 大規模な火事災害対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 災害応急対策計画</b></p>	<p>(1) 連絡系統</p> <p>(略)</p> <p>■連絡系統</p> <p>(略)</p> <p><b>第6節 大規模な火事災害対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 災害応急対策計画</b></p>	<p>(事-18) 道の組織変更に伴う修正</p>
<p><b>1 災害応急体制</b> 市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて<b>災害応急</b>体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p><b>2 情報収集・伝達</b> (1) 連絡系統</p> <p>(略)</p> <p>■連絡系統</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 応急活動体制</b> 市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて<b>応急活動</b>体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p><b>2 情報収集・伝達</b> (1) 連絡系統</p> <p>(略)</p> <p>■連絡系統</p> <p>(略)</p>	<p>(事-22) 文言の修正</p> <p>(事-22) 道の組織変更に伴う修正</p>

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p><b>第7節 林野火災対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 予防対策計画</b></p>	<p><b>第7節 林野火災対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 予防対策計画</b></p>	
<p>(略)</p> <p><b>5 気象情報対策</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>■伝達系統</p>  <p>(略)</p> <p><b>第3 災害応急対策計画</b></p>	<p>(略)</p> <p><b>5 気象情報対策</b></p> <p>(略)</p> <p>(2) 伝達系統</p> <p>(略)</p> <p>■伝達系統</p>  <p>(略)</p> <p><b>第3 ____ 応急対策計画</b></p>	<p>(事-26) 道の組織変更に伴う修正</p> <p>(事-27) 文言の修正</p>
<p><b>1 災害応急体制</b></p> <p>市長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて<b>災害応急</b>体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p><b>2 情報収集・伝達</b></p> <p>(1) 連絡系統</p> <p>(略)</p>	<p><b>1 応急活動体制</b></p> <p>市長は、林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて<b>応急活動</b>体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p><b>2 情報収集・伝達</b></p> <p>(1) 連絡系統</p> <p>(略)</p>	

旭川市地域防災計画修正案 新旧対照表

新	旧	備考
<p>■連絡系統</p>  <p>(略)</p> <p><b>第8節 大規模停電災害対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 災害</b> 応急対策計画</p>	<p>■連絡系統</p>  <p>(略)</p> <p><b>第8節 大規模停電災害対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3 〃</b> 応急対策計画</p>	<p>(事-27) 道の組織変更に伴う修正</p>
<p>市及び関係機関は、大規模停電による災害から住民等の身体、生命の保護を図るため、その状況に応じて<b>災害応急</b>体制を整え、相互に連携を図りながら応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 災害</b> 応急体制</p> <p>(1) 市</p> <p>市は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて<b>災害応急</b>体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>市及び関係機関は、大規模停電による災害から住民等の身体、生命の保護を図るため、その状況に応じて<b>応急活動</b>体制を整え、相互に連携を図りながら応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p><b>3 応急活動</b> 体制</p> <p>(1) 市</p> <p>市は、大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて<b>応急活動</b>体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。</p> <p>(略)</p>	<p>(事-30) 文言の修正</p> <p>(事-31) 文言の修正</p>